

# 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

|    |                                                            |       |     |
|----|------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 一  | 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）                                   | ．．．．． | 1   |
| 二  | 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）                                  | ．．．．． | 41  |
| 三  | 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）                                | ．．．．． | 49  |
| 四  | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄） | ．．．．． | 77  |
| 五  | 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）                                    | ．．．．． | 90  |
| 六  | 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）                                       | ．．．．． | 103 |
| 七  | 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）                                    | ．．．．． | 104 |
| 八  | 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）                                        | ．．．．． | 104 |
| 九  | 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）                                    | ．．．．． | 105 |
| 十  | 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）                                 | ．．．．． | 105 |
| 十一 | 商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）（抄）                              | ．．．．． | 110 |
| 十二 | 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）（抄）                      | ．．．．． | 110 |
| 十三 | 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）                                       | ．．．．． | 113 |

|    |                              |           |     |
|----|------------------------------|-----------|-----|
| 十四 | 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）   | ・ ・ ・ ・ ・ | 128 |
| 十五 | 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号） | ・ ・ ・ ・ ・ | 152 |
| 十六 | 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）         | ・ ・ ・ ・ ・ | 154 |

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 参照条文

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第二条第六項

（定義）

第二条（略）

2～5（略）

6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。

7～13（略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第二条

（定義）

第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行つた運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供（以下「運用関連業務」という。）

8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（企業型年金加入者を除く。）をいう。

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者（個人型年金加入者を除く。）をいう。

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であつた者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第三条第一項及び第三項第六号

（規約の承認）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事

業所に使用される厚生年金保険の被保険者（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

## 2（略）

### 3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

#### 一（五）（略）

六 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

#### 六の二（十二）（略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第三条

#### （規約の承認）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

### 3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所

二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地（厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）

- 三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあつては、その行う業務
- 四 事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあつては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業務を営む者をいう。以下同じ。）（第七条第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務
- 五 資産管理機関の名称及び住所
- 六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項
- 六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項
- 七 事業主が拠出する掛金（以下「事業主掛金」という。）の額の算定方法に関する事項
- 七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
- 八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項
- 九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項
- 十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額（以下「返還資産額」という。）の算定方法に関する事項
- 十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項
- 十二 その他政令で定める事項

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第四条第一項第二号及び第三項（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 （略）
- 二 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の

者について不当に差別的なものでないこと。

二の二（八）（略）

2（略）

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第四条

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

三 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

三の二 前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされていること。

八 その他政令で定める要件

- 2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。
- 3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第五条第二項及び第四項

（規約の変更）

#### 第五条（略）

- 2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

#### 3（略）

- 4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「厚生年金保険の被保険者（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第五条

（規約の変更）

第五条 事業主は、企業型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

- 3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定め、いるときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所について同項の同意があつたものとみなすことができる。

- 4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

第六条 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。ただし、当該変更が同条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

（運営管理業務の委託）

第七条 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理契約の締結）

第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。

二 生命保険会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。

三 生命保険会社（保険業法（平成十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

四 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

五 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結

しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に関し必要な事項は、政令で定める。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第九条

（企業型年金加入者）

第九条 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される 第二条第六項各号に掲げる者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において 当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者とししない。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第九条

（企業型年金加入者）

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される 第二条第六項各号に掲げる者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において 当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者とししない。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第十条第三号

（資格取得の時期）

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

- 一・二 (略)
- 三 実施事業所に使用される者が、厚生年金保険の被保険者となったとき。
- 四 (略)

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第十条

（資格取得の時期）

- 第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。
- 一 実施事業所に使用されるに至ったとき。
  - 二 その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。
  - 三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。
  - 四 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第十一条第四号

（資格喪失の時期）

- 第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。
- 一（三） (略)
  - 四 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。
  - 五・六 (略)

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第十一条

（資格喪失の時期）

- 第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。
- 一 死亡したとき。
  - 二 実施事業所に使用されなくなったとき。
  - 三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。
  - 四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 六十歳（企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）に達したとき。

（企業型年金加入者の資格の得喪に関する特例）

第十二条 企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

（同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い）

第十三条 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としなものとす。

2 前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならぬ。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。

5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となつた日に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなつたときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。

（企業型年金加入者期間）

第十四条 企業型年金加入者である期間（以下「企業型年金加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

（企業型年金運用指図者）

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

- 一 企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）
- 二 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）
- 三 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの
- 2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。
- 3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。
  - 一 死亡したとき。
  - 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。
  - 三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。
- 4 第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間（以下「企業型年金運用指図者期間」という。）を計算する場合について準用する。

（通知等）

- 第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「企業型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。
- 2 企業型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第一項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は企業型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。

第十七条 企業型年金運用指図者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を企業型記録関連運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。）に申し出なければならない。

（企業型年金加入者等原簿）

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、企業型記録関連運営

管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

（拠出限度額）

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（事業主掛金の納付）

第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末までに資産管理機関に納付するものとする。

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

（企業型年金加入者掛金の納付）

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 前条第二項の規定は、事業主が企業型年金加入者掛金の納付を行う場合について準用する。

（企業型年金加入者掛金の源泉控除）

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金（当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなかった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

- 2 事業主は、前項の規定によって企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

（事業主の責務）

- 第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五條第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五條第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

（運用の方法の選定及び提示）

- 第二十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五條第二項及び第二十六條において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一 銀行その他の金融機関を相手方とする預金又は貯金の預入

二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託

三 有価証券の売買

四 生命保険会社又は農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）

その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み

五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み

六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

- 2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

（運用の方法に係る情報の提供）

- 第二十四條 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

（運用の指図）

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に表示することによって行うものとする。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があつたときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

(個人別管理資産額のお知らせ)

第二十七条 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

(給付の種類)

第二十八条 企業型年金の給付（以下この款及び第四十八条の二において「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金

(裁定)

第二十九条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下この節において「受給権者」という。）の請求に基づいて、企業型記録関連運営管理機関等が裁定する。

2 企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理機関に通知しなければならない。

(給付の額)

第三十条 給付の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(年金給付の支給期間等)

第三十一条 給付のうち年金として支給されるもの(次項において「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十二条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(支給要件)

第三十三条 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年

二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年

三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年

四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年

五 六十四歳以上六十五歳未満の者 二年

六 六十五歳以上の者 一月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間(その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

一 企業型年金加入者期間

二 企業型年金運用指図者期間

三 個人型年金加入者である期間(以下「個人型年金加入者期間」という。)

四 個人型年金運用指図者である期間(以下「個人型年金運用指図者期間」という。)

3 第一項の請求があつたときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給

付金を支給する。

(七十歳到達時の支給)

第三十四条 企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十五条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十六条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権者となったとき。
- 三 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

(支給要件)

第三十七条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）は、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十八条 障害給付金は、年金として支給する。

2 障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十九条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

(支給要件)

第四十条 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第四十一条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この条において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

一 配偶者

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第二号に該当しないもの

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によつて等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第四十二条 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(事業主の行為準則)

第四十三条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4 事業主(運用関連業務を行う者である場合に限る。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

(資産管理機関の行為準則)

第四十四条 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(企業型年金の終了)

第四十五条 企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- 一 次条第一項の承認があつたとき。
- 二 第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。
- 三 第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定拠出年金法第四十六条第一項

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2・3 （略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定拠出年金法第四十六条

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
- 3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があつた場合について準用する。

第四十七条 事業主（企業型年金を共同して実施している場合にあつては、当該企業型年金を実施している事業主の全部）が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 事業主が死亡したとき その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- 五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなつたとき（前各号に掲げる場合を除く。） 厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

（政令への委任）

第四十八条 この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

（情報収集等業務の委託）

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（企業年金連合会の業務の特例）

第四十八条の三 企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる。

（区分経理）

第四十八条の四 企業年金連合会は、情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない

（確定給付企業年金法の適用）

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第二百一十一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（運営管理業務に関する帳簿書類）

第四十九条 事業主（運営管理業務を行う者である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書の提出）

第五十条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これ

を提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業主に対する監督)

第五十二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に関し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

- 2 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

(企業年金基金の業務の特例)

第五十三条 企業年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

- 2 企業年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

- 3 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第二百一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の確定拠出年金法第五十四条第一項

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

- 2 (略)

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の確定拠出年金法第五十四条

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

- 2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期

間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（脱退一時金相当額等の移換）

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（確定給付企業年金の脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企業年金連合会の規約で定める積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）をいう。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主の使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（政令への委任）

第五十四条の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（規約の承認）

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 連合会の名称及び所在地

二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「個人型年金加入者等」という。）による確定拠出年金運営管理機関の指定に関する事項

四 個人型年金加入者が拠出する掛金（以下「個人型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法に関する事項

五 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

六 個人型年金の給付（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）の額及びその支給の方法に関する事項

七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

八 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項が定められていること。
  - 二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項の規定に反しないこと。
  - 三 個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。
  - 四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。
  - 五 その他政令で定める要件
- 2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。
- 3 連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約（以下「個人型年金規約」という。）を公告しなければならない。

(規約の変更)

第五十七条 連合会は、個人型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第五十八条 連合会は、個人型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 2 第五十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(個人型年金規約の見直し)

第五十九条 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

(運営管理業務の委託)

- 第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。
- 2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。
- 3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に関する事務

二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に関する事務

三 積立金の管理に関する事務

四 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。)

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号(厚生労働省令で定める事務に限る。)に掲げる事務を受託することができる。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)による改正後の

確定拠出年金法第六十二条第三項第八号

(個人型年金加入者)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 七 (略)

八 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者となったとき。

九 (略)

4 (略)

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)による改正前の確定拠出年金法第六十二条

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者その他政令で定める者（第三項第九号において「企業年金等対象者」という。）を除く。）」

2 個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 六十歳に達したとき。

三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者となったとき。

五 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

六 国民年金法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七 農業者年金の被保険者となったとき。

八 法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつたとき。

九 企業年金等対象者となつたとき。

4 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

（個人型年金加入者期間）

第六十三条 個人型年金加入者期間を計算する場合には、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する

（個人型年金運用指図者）

第六十四条 第六十二条第三項各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、個人型年金運用指図者とする。

2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）又は個人型年金加入者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。

3 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

4 個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三 個人型年金加入者となったとき。

5 第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

（確定拠出年金運営管理機関の指定）

第六十五条 個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。

（届出）

第六十六条 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

3 連合会は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の届出があつたときは、速やかに、その届出があつた事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「個人型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。

（個人型年金加入者等原簿等）

第六十七条 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人

型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

3 個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、連合会又は個人型記録関連連運管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、連合会及び個人型記録関連連運管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

（個人型年金加入者掛金）

第六十八条 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行うことができる。

3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。

（拠出限度額）

第六十九条 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）又は第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）の区別をいう。）及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（個人型年金加入者掛金の納付）

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4 連合会は、第一項及び第二項の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連連運管理機関に通知しなければならない。

（個人型年金加入者掛金の源泉控除）

第七十一条 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して

通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金（第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

2 厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定によつて個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

第七十二条 個人型年金は、連合会が解散するに至つた日に終了する。

2 前項に定めるもののほか、個人型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であつた者とみなして、前条（個人型年金の給付に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定（第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。）とする。

（連合会の業務の特例）

第七十四条 連合会は、国民年金法の規定による業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、この法律の規定による業務を行う。

（脱退一時金相当額等の移換）

第七十四条の二 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主の使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人型年金規約策定委員会）

第七十五条 連合会に、個人型年金規約策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、又は個人型年金規約を変更しようとするときは、策定委員会の議決を経なければならない。

3 この法律の規定による連合会の業務に係る次に掲げる事項は、国民年金法第三百三十七条の十一第二項の規定にかかわらず、策定委員会の議決を経なければならない。

一 毎事業年度の予算

二 毎事業年度の事業報告及び決算

三 その他個人型年金規約で定める事項

4 前三項に定めるもののほか、策定委員会の組織その他策定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (区分経理)

第七十六条 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

#### (国民年金基金の業務の特例)

第七十七条 国民年金基金は、連合会の委託を受けて、第六十一条第一項各号に掲げる事務を行うことができる。

2 国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

#### (個人型年金についての事業主の協力等)

第七十八条 厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

2 前項の場合において、国は、厚生年金適用事業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

#### (国民年金法の適用)

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三百三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の規定による連合会の業務に係るものを除く。)」と、同法第三百三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三百三十八条の表第五條(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))、第四項ただし書及び第五項を除く。)の項中「一時金」とあるのは「一時金(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。)」と、同法第三百四十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約(次項において「個人型年金規約」という。)」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令(確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。)」と、「事業」とあるのは

「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十七条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 個人別管理資産の移換

（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第八十条 次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

- 一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 乙企業型年金の資産管理機関
  - 二 個人型年金加入者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。） 連合会
  - 三 個人型年金運用指図者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。） 連合会
  - 四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 連合会
- 2 次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。
- 一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。） 乙企業型年金の資産管理機関
  - 二 個人型年金加入者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。） 連合会
  - 三 個人型年金運用指図者（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。） 連合会
- 3 甲企業型年金の企業型記録関連連运营管理機関等は、前二項の規定により当該企業型記録関連連运营管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（個人型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が第六十二条第一項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出

をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。）が第六十二条第一項の申出と同時にその者の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

3 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（個人型年金運用指図者となつた者の個人別管理資産の移換）

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

（その他の者の個人別管理資産の移換）

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。）

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかったもの

2 当該企業型年金の企業型記録関連連运营管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連連运营管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

3 当該企業型年金の企業型記録関連連运营管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

（事業主への資産の返還）

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる。

(指導及び助言)

第八十七条 国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(登録)

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称及び住所
- 二 資本金額（出資の総額及び基金の総額を含む。）
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 業務の種類及び方法
- 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添

付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 第四百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員のうちに、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員
- 二 破産手続開始の決定により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管財人
- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人
- 四 確定拠出年金運営管理業を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

(標識の掲示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもつて、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

- 一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約（以下「運営管理契約」という。）の変更又は解除があつたとき。

- 二 第六十五条の規定による指定の変更があつたとき。
- 三 第九十三条の規定により登録が効力を失つたとき。
- 四 第四百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
- 六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

(業務に関する帳簿書類)

第一百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第二百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第二百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第二百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第九十一条第三号又は第五号のいずれかに該当するに達したとき。

二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

(登録の抹消)

第二百五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第二百六条 主務大臣は、第二百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)

第七百七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

(企業年金基金及び国民年金基金の業務の特例)

第八百八条 企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる

2 企業年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第二百一十一条中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第八十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四百五十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(期間の計算)

第一百十条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

(資料の提供)

第一百十一条 厚生労働大臣は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

(書類等の提出)

第一百十二条 確定拠出年金運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。）は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者（以下「受給権者」という。）に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第一百十三条 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会（受給権者が死亡した場合にあつては、当該受給権を裁定した者）に届け出なければならない。

2 第六十六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

(主務大臣等)

第百十四條 前章における主務大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 内閣総理大臣は、前章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣への資料提出等)

第百十五條 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(実施規定)

第百十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

(経過措置)

第百十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八十八条第一項の登録を受けないで確定拠出年金運営管理業を営んだ者

二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けた者

三 第九十五条の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者

四 第百条第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百条第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二 第百四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を営んだ者

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第八十九条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第一百一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 四 第一百二条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 五 第一百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九十四条第一項の規定に違反した者
- 三 第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 第九十六条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者
- 五 第一百四十一条第一項の規定による命令に違反した者

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第六条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 三 第五十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 五 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反して、通知をしない者
- 七 第八十三条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者

第二百二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項の規定に違反して、通知をしない者
- 二 第十六条第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者
- 三 第四十七条、第六十六条第一項、第九十三条又は第百十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 附 則

### (脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。
- 2 前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。
- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。
- 5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるのは、「六月以内（当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。））、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。）であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 六十歳未満であること。

- 二 企業型年金加入者でないこと。
- 三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。
- 四 障害給付金の受給権者でないこと。
- 五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一年以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）から起算して二年を経過していないこと。
- 七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。
- 2 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 企業型年金加入者であつた者（個人型年金運用指図者を除く。）は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時に行うものとする。
- 4 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。
- 5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 確定給付企業年金の開始
- 第一節 通則（第三条）

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 第二節  | 規約の承認（第四条―第七条）                         |
| 第三節  | 企業年金基金（第八条―第二十四条）                      |
| 第三章  | 加入者（第二十五条―第二十八条）                       |
| 第四章  | 給付                                     |
| 第一節  | 通則（第二十九条―第三十五条）                        |
| 第二節  | 老齢給付金（第三十六条―第四十条）                      |
| 第三節  | 脱退一時金（第四十一条・第四十二条）                     |
| 第四節  | 障害給付金（第四十三条―第四十六条）                     |
| 第五節  | 遺族給付金（第四十七条―第五十一条）                     |
| 第六節  | 給付の制限（第五十二条―第五十四条）                     |
| 第五章  | 掛金（第五十五条―第五十八条）                        |
| 第六章  | 積立金の積立て及び運用（第五十九条―第六十八条）               |
| 第七章  | 行為準則（第六十九条―第七十三条）                      |
| 第八章  | 確定給付企業年金間の移行等（第七十四条―第八十二条）             |
| 第九章  | 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第八十二条の二・第八十二条の三） |
| 第十章  | 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条―第九十一条）           |
| 第十一章 | 企業年金連合会                                |
| 第一節  | 通則（第九十一条の二―第九十一条の四）                    |
| 第二節  | 設立及び管理（第九十一条の五―第九十一条の十七）               |
| 第三節  | 連合会の行う業務（第九十一条の十八―第九十一条の二十八）           |
| 第四節  | 解散及び清算（第九十一条の二十九―第九十一条の三十一）            |
| 第十二章 | 確定給付企業年金についての税制上の措置（第九十二条）             |
| 第十三章 | 雑則（第九十三条―第一百十七条）                       |
| 第十四章 | 罰則（第一百十八条―第一百二十三条）                     |
| 附則   |                                        |

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定給付企業年金法第二条第三項

（定義）

2 第二条 （略）

- 3 この法律において、「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二の五条第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。
- 4 （略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定給付企業年金法第二条

（定義）

第二条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第十三章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

3 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者（以下「加入者」という。）に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された社団をいう。

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定給付企業年金法第四条第一項第四号

（規約で定める事項）

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 （略）

四 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

五 九 （略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定給付企業年金法第四条

（規約で定める事項）

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五

- 号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条の二第四項及び第五項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項並びに第九十七条第一項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所
- 二 実施事業所の名称及び所在地（厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）
- 三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下「契約金融商品取引業者」という。）の名称及び住所
- 四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項
- 五 確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法（給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。）に関する事項
- 六 掛金の拠出に関する事項（加入者が掛金を負担する場合にあつては、当該負担に関する事項を含む。）
- 七 事業年度その他財務に関する事項
- 八 終了及び清算に関する事項
- 九 その他政令で定める事項

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後の確定給付企業年金法第十二条第一項第四号及び第五号

（基金の設立認可の基準等）

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

一 三 （略）

四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六・七 （略）

2 （略）

※被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前の確定給付企業年金法第十二条

（基金の設立認可の基準等）

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

一 前条の規定により規約において定めることとされている事項が定められていること。

二 規約に第四条第四号に規定する資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 規約に第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。

四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

七 その他政令で定める要件

2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第二号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号の承認を受けた規約」とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。

（加入者期間）

第二十八条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあつては、この限りでない。

2 加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者については、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者の当該確定給付企業年金の加入者となる前の期間を加入者期間に算入することができる。

（給付の種類）

第二十九条 事業主（基金を設立して実施する確定給付企業年金（以下「基金型企業年金」という。）を実施する場合にあつては、基金。以下「事業主等」という。）は、次に掲げる給付を行うものとする。

- 一 老齡給付金
- 二 脱退一時金
- 2 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行うことができる。
  - 一 障害給付金
  - 二 遺族給付金

(裁定)

- 第三十条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、事業主等が裁定する。
- 2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。
  - 3 資産管理運用機関又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）は、第一項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

(掛金の納付)

- 第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。
- 2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあつては、当該基金の同意を得たときに限る。
  - 3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

(積立金の積立て)

- 第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を積み立てなければならない。

(実施事業所の増減)

- 第七十八条 事業主等がその実施事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る厚生年金適用事業所の事業主の全部の同意及び労働組合等の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により基金が当該実施事業所を減少させるときは、基金の加入者の数が、実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号（基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号）の政令で定める数以上であるか、又は当該

数以上となることが見込まなければならない。

3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合（実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

4 第七十四条第三項の規定は、第一項の労働組合等の同意を得る場合について準用する。

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）

第七十九条 事業主等（以下この条において「移転事業主等」という。）は、確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の実施事業所（政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。）が他の確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の実施事業所となつてるとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、承継確定給付企業年金の事業主等（以下この条において「承継事業主等」という。）に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 承継事業主等は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 前項の規定により承継事業主等が権利義務を承継する場合においては、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

4 第七十四条第二項及び第三項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第一項の承認の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。

5 第七十六条第二項の規定は、移転事業主等（移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第一項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等（承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第二項の認可の申請を行う場合について準用する。

（確定拠出年金を実施する場合における手続等）

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第四項において同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

る。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「もの」とあるのは、「もの及び第八十二条の二第四項の規定により移換されたもの」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （確定給付企業年金の終了）

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

一 次条第一項の規定による終了の承認があつたとき。

二 第八十六条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。

三 第二百二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとする。

一 第八十五条第一項の認可があつたとき。

二 第二百二条第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。

#### （清算人等）

第八十九条 規約型企業年金が第八十三条第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。

2 基金が第八十三条第二項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業主その他政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができない。

4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- 一 第一項又は第二項の規定により清算人となる者がなくとき。
- 二 規約型企業年金が第八十三条第一項第三号の規定により終了したとき、又は基金が同条第二項第二号の規定により解散したとき。
- 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。
- 6 終了した確定給付企業年金の残余財産（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。
- 7 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第二百一十一条 基金又は連合会がこの法律の規定により基金又は連合会が行うものとされた事業以外の事業を行った場合には、これらの役員、代理人若しくは使用人、その他の従業者又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

◎中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法目次

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 目次                                        |  |
| 第一章 総則（第一条・第二条）                           |  |
| 第二章 退職金共済契約                               |  |
| 第一節 退職金共済契約の締結等（第三条―第九条）                  |  |
| 第二節 退職金等の支給（第十条―第二十一条）                    |  |
| 第三節 掛金（第二十二条―第二十六条）                       |  |
| 第四節 過去勤務期間の通算に関する特例（第二十七条―第二十九条）          |  |
| 第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第三十条―第三十一条の二） |  |
| 第六節 雑則（第三十二条―第三十四条）                       |  |
| 第三章（第九章（略））                               |  |
| 附則                                        |  |

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第

号）による改

正前の中小企業退職金共済法目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 退職金共済契約

第一節 退職金共済契約の締結等（第三条―第九条）

第二節 退職金等の支給（第十条―第二十一条）

第三節 掛金（第二十二条―第二十六条）

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例（第二十七条―第二十九条）

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第三十条・第三十一条）

第六節 雑則（第三十二条―第三十四条）

第三章 共済契約者及び被共済者（第三十五条―第三十八条）

第四章 特定業種退職金共済契約

第一節 通則（第三十九条・第四十条）

第二節 特定業種退職金共済契約の締結等（第四十一条―第五十一条）

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置（第五十二条・第五十三条）

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係（第五十四条・第五十五条）

第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構

第一節 総則（第五十六条―第五十九条の二）

第二節 役員及び職員（第六十条―第六十六条）

第三節 運営委員会（第六十七条―第六十九条）

第四節 業務等（第七十条―第七十八条）

第五節 雑則（第七十八条の二―第八十二条）

第七章 国の補助（第八十三条）

第八章 雑則（第八十四条―第八十七条）

第九章 罰則（第八十八条―第九十二条）

附則

#### （目的）

第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）

二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの

三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

2 この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

4 この法律で「特定業種」とは、建設業その他従業員の相当数が、通常、当該業種に属する多数の事業の間を移動してこれらの事業の事業主に雇用される業種であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

5 この法律で「特定業種退職金共済契約」とは、特定業種に属する事業の事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構が、期間を定めて雇用される者としてその事業主に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

6 この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

7 この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約により機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

第二章 退職金共済契約

第一節 退職金共済契約の締結等

(契約の締結)

第三条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

2 現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

3 中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようしなければならない。

一 期間を定めて雇用される者

二 季節的業務に雇用される者

三 試みの雇用期間中の者

四 現に退職金共済契約の被共済者である者

五 第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの

六 前各号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定める者

4 機構は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。

二 当該申込みに係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

第四条 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、被共済者一人につき、五千円（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十七条第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）以上三万円以下でなければならない。

3 掛金月額は、二千円を超え一万円未満であるときは千円に整数を乗じて得た額、一万円を超え三万円未満であるときは二千円に整数を乗じて得た額でなければならない。

（被共済者等の受益）

第五条 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

（契約の申込み）

第六条 中小企業者は、その雇用する従業員の意に反して当該従業員を被共済者とする退職金共済契約の申込みを行つてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約の申込みをするときは、当該退職金共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額を明らか

にしなければならない。

(契約の成立)

第七条 退職金共済契約は、機構がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

3 機構は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

4 退職金共済手帳は、掛金の納付状況を明らかにすることができ、ものでなければならない。

(契約の解除)

第八条 機構又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 共済契約者が厚生労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

一 被共済者の同意を得たとき。

2 掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき。

4 退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

5 前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

(掛金月額の変更)

第九条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 機構は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、被共済者の氏名及び増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

## 第二節 退職金等の支給

### (退職金)

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 前項第一号、第二号及び第三号イの政令で定める額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。

4 第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

### (退職金の支給方法)

第十一条 退職金は、一時金として支給する。

(退職金の分割支給等)

第十二条 機構は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 二 被共済者が退職した日において六十歳未満であるとき。
- 三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。
- 3 分割払の方法による退職金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。
- 4 分割払の方法による退職金の支給の期間(次項において「分割支給期間」という。)は、被共済者の選択により、第一項の請求後の最初の支給期月から五年間又は十年間のいずれかとする。
- 5 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額(退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)に、分割支給期間に応じ政令で定める率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た額とする。
- 6 第一項の規定に基づき退職金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該退職金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第十三条 機構は、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までには支給期月の到来していない分割退職金の額の現価に相当する額(以下この条において「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。

- 一 被共済者が死亡したとき。 相続人
- 二 被共済者に重度の障害その他の厚生労働省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が機構に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき。 その者
- 2 現価相当額は、分割退職金の額を当該額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として厚生労働大臣が定める利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割退職金に係る支給期月までの期間に応じて割り引いた額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第十四条 第十条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 退職金を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により退職金を受けるべき遺族の同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

（欠格）

第十五条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職金を受けることができない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によつて退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

（解約手当金等）

- 第十六条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。
- 2 第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。
- 3 第十条第一項ただし書の規定は解約手当金について、同条第二項の規定は解約手当金の額について準用する。
- 4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第十七条

第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の実施の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当

該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等、確定拠出年金法第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

## 2 (略)

3 機構は、第一項の場合において、同項前段の規定による通知に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

- 一 特定企業年金制度等が実施される前に退職又は死亡したとき。
- 二 第一項後段の規定による申出がなかつたとき。
- 三 前二号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正

正前の中小企業退職金共済法第十七条

第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者について確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）を実施する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定企業年金制度等を実施した旨の申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

2 機構は、前項後段の場合において、同項後段の規定により引き渡す金額が同項の被共済者に係る解約手当金に相当する額に満たないときは、その差額については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、当該被共済者に解約手当金として支給するものとする。

3 機構は、第一項の場合において、同項前段の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

- 一 特定企業年金制度等が実施される前に退職又は死亡したとき。
- 二 第一項後段の規定による申出がなかつたとき。
- 三 前二号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に（平成二十七年法律第 号）より新設される中小企業退職金共済法第十七条の二

（退職金等の支給に係る情報の提供）

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第十八条

（退職金等の支給に係る情報の提供）

第十八条 被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないとして厚生労働大臣が認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第十八条

（掛金納付月数の通算）

第十八条 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないとして厚生労働大臣が認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（未成年者の独立請求）

第十九条 未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することができる。

(譲渡等の禁止)

第二十条 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(退職金等の返還)

第二十一条 偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者がある場合は、機構は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、機構は、その者に対して、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができる。

2 機構が被共済者又はその遺族に退職金等を支給すべき場合において、前項の規定により機構に返還すべき金額があるときは、機構は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

第三節 掛金

(掛金の納付)

第二十二条 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月にあつては、その退職の日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月の掛金を翌月末日(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金にあつては、翌々月末日)までに納付しなければならない。

2 毎月の掛金は、分割して納付することができない。

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第二十三条 機構は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九条第一項の掛金月額の増加の申込みをすることを促進するため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができる。

2 前項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第十条第二項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第五十五条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

(前納の場合の減額)

第二十四条 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(割増金)

第二十五条 機構は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。  
2 割増金の額は、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額を超えてはならない。

(納付期限の延長)

第二十六条 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十二条第一項の納付期限を延長することができる。  
2 機構は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第二十七条

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者（その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。）は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）の過去勤務期間（当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であつた期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべき全ての者（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）についてしなければならない。

3 第一項の規定による申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額（以下「過去勤務通算月額」という。）を定めて、しなければならない。

4・5 (略)

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改

正前の中小企業退職金共済法第二十七条

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。)は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間(当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であつた期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間(その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)の月数(その月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者についてしなければならない。

3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならない。

4 過去勤務通算月額は、掛金月額の推移等を考慮し、第四条第三項に規定する区分に準じて厚生労働省令で定める額(五千円(短時間労働被共済者にあつては、二千円)以上の額とする。)のうちから、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を超えない範囲において定めなければならない。

5 第三項の規定により定められた過去勤務通算月額は、機構が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後は、変更することができない。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)による改正後の中小企業退職金共済法第二十八条

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 前条第一項の規定による申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月(その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月)までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌末日(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日)までに納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による申出をした共済契約者は、厚生労働省令で定める一定の月分以上について過去勤務掛金の納付を怠つた場合(厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。)には、その時以後は、過去勤務掛金を納付することができない。

3 第七条第三項の規定により前条第一項の規定による申出に係る共済契約者に交付される退職金共済手帳は、過去勤務掛金の納

付状況をも明らかにすることができないものでなければならない。

4 (略)

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第二十八条

（過去勤務掛金の納付）

第二十八条 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌月末日（退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならない。

2 前条第一項の申出をした共済契約者は、厚生労働省令で定める一定の月分以上について過去勤務掛金の納付を怠つた場合（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）には、その時以後は、過去勤務掛金を納付することができない。

3 第七条第三項の規定により前条第一項の申出に係る共済契約者に交付される退職金共済手帳は、過去勤務掛金の納付状況をも明らかにすることができない。

4 第二十二條第二項及び第二十四條から第二十六條までの規定は、過去勤務掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十二條第一項」とあるのは、「第二十八條第一項」と読み替えるものとする。

（退職金等の特例）

第二十九条 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者（次項の規定に該当する被共済者を除く。）が退職したときにおける退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のいずれが多い額とする。

一 退職金共済契約が効力を生じた日の属する年から過去勤務期間の年数分さかのぼつた年における同日に相当する日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該相当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が過去勤務通算月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなして、第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に得られる額

二 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ政令で定める数を乗じて得た額）を加算した額

2 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、その者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき

過去勤務掛金が納付されていないものが退職したときにおける退職金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイからハまでに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とする。

イ 十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

ロ 十二月以上五十九月以下 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ政令で定める率を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）を加算した額

ハ 六十月以上 第十条第二項の規定により算定した額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、政令で定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

3 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 第十六条第三項の規定は、適用しない。

二 当該退職金共済契約の被共済者に支給される解約手当金の額は、第一項の規定に該当する被共済者にあつては同項、前項の規定に該当する被共済者にあつては同項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

## 第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等

### （退職金相当額の受入れ等）

第三十条 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるものとの間で、当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づきその退職につき退職金の支給を受けることができる者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を当該団体から機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後厚生労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで退職金共済契約の被共済者となり、かつ、厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該団体から引き渡される当該退職金に相当する額を受け入れるものとする。

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につ

き、当該受入れに係る金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。）

ロ 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後受入金額を加算した額

3 機構が第一項の受入れをした場合において、同項の被共済者となつた者に係る退職金共済契約が解除されたときは、次に定めるところにより、解約手当金を支給する。

一 第十六条第三項の規定は、適用しない。

二 解約手当金の額は、前項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

4 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者のうち、その者について機構が第一項の受入れをしたものに対する前条の規定の適用については、同条第一項中「第十条第二項の規定にかかわらず」とあるのは「第十条第二項及び次条第二項第二号の規定にかかわらず」と、同項第一号中「第十条第二項（第一号を除く。）」とあり、及び同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第二号中「第十条第二項」とあるのは「次条第二項第二号イに規定する計算後受入金額に納付された過去勤務掛金の総額を加算した額」と、同号ロ及びハ中「第十条第二項」とあるのは「次条第二項第二号」とする。

（退職金相当額の引渡し等）

第三十一条 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるものとの間で、その退職につき退職金共済契約により退職金の支給を受けることができる者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を機構から当該団体に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後厚生労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づき退職金の支給を受けるべき者となり、かつ、厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該退職金共済契約による退職金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、当該団体に引き渡すものとする。

2 機構は、前項の規定により引き渡す金額が同項の退職金共済契約による退職金に相当する額に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）により新設される中小企業退職金共済法第三十一条の二

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）

第三十一条の二 事業主（退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「廃止団体」という。）との間で退職金共済に関する契約（事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従

業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結していたものに限る。）が、その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れるものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額（以下この条において「受入金額」という。）のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を

加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額）を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六節 雑則

### （端数計算）

第三十二条 退職金等の額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

### （時効）

第三十三条 退職金等の支給を受ける権利は五年間、掛金及び過去勤務掛金の納付を受ける権利並びに掛金又は過去勤務掛金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

### （期間計算の特例）

第三十四条 退職金等の請求又は掛金若しくは過去勤務掛金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

## 第三章 共済契約者及び被共済者

### （退職金共済手帳の提示等）

第三十五条 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

#### (不利益取扱の禁止)

第三十六条 中小企業者は、退職金共済契約に関し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。

#### (届出)

第三十七条 退職金共済契約の共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたとき、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

#### (報告等)

第三十八条 機構は、第七十条第一項に規定する業務（以下「退職金共済業務」という。）の執行に必要な限度において、退職金共済契約の共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

### 第四章 特定業種退職金共済契約

#### 第一節 通則

#### (特定業種退職金共済契約)

第三十九条 第三条第三項第一号に該当する者として特定業種に属する事業を営む中小企業者に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者に係る特定業種退職金共済契約については、この章の定めるところによる。

#### (特定業種の指定)

第四十条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二節 特定業種退職金共済契約の締結等

### (締結等)

第四十一条 中小企業者でなければ、特定業種退職金共済契約を締結することができない。

2 特定業種退職金共済契約が締結されたときは、第四項の規定により被共済者とならないものとされた者を除き、共済契約者が雇用する第三十九条に規定する者は、当該特定業種退職金共済契約の効力が生ずる時（当該特定業種退職金共済契約の効力が生じた後当該共済契約者に新たに雇用された者については、その者が雇用された時）において、すべて当該特定業種退職金共済契約の被共済者となる。

3 前項の規定にかかわらず、現に特定業種退職金共済契約の被共済者である者その他厚生労働省令で定める者は、特定業種退職金共済契約の被共済者とならない。

4 中小企業者は、特定業種退職金共済契約の締結に当たつて（第七十三条第七項の規定によつて締結されたものとみなされる特定業種退職金共済契約については、同条第六項の規定による募集に応ずるに当たつて）、所定労働時間が特に短い者その他の厚生労働省令で定める者が当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないものとすることができる。

5 機構は、特定業種退職金共済契約の申込者が次条第二項第一号の規定により特定業種退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者である場合その他厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除き、その締結を拒絶してはならない。

6 共済契約者は、特定業種退職金共済契約の効力が生じた後においても、第四項に規定する者であつて当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないこととなるものの範囲を拡大し、及び縮小することができる。

7 共済契約者は、前項の規定により同項に規定する者の範囲を拡大しようとする場合において、現にその者が雇用する従業員のうちにその範囲の拡大により被共済者とならないこととなる者があるときは、これらの者の四分の三以上の同意を得なければならない。ただし、これらの者に係る掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたときは、この限りでない。

### (解除)

第四十二条 機構又は共済契約者は、次項又は第三項に規定する場合を除いては、特定業種退職金共済契約を解除することができない。

2 機構は、次の各号の一に該当する場合には、特定業種退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 共済契約者が、厚生労働省令で定める期間について、その期間中に納付すべき掛金の総額のうち厚生労働省令で定める割合に相当する額以上の掛金の納付を怠つたとき（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 共済契約者が当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたとき。

3 共済契約者は、次の各号の一に該当する場合には、特定業種退職金共済契約を解除することができる。

一 被共済者の四分の三以上の同意を得たとき。

二 掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第四十三条

（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた全ての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものという。以下同じ。）に依じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号若しくは第二号イに該当するときは、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

一 三（略）

2 5（略）

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第四十三条

（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものという。以下同じ。）に依じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

一 死亡したとき。

二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。

イ 死亡したとき。

ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。

ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

- 三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。
- 2 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき（前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。）又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものとみなす。
- 3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めないで雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。
- 4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。
- 5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

（掛金）

- 第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。
- 2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。
- 3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。
- 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつと、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。
- 5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（加入促進等のための掛金負担軽減措置）

- 第四十五条 機構は、特定業種に属する事業を営む中小企業者が特定業種退職金共済契約の申込みをすることの促進その他この章の規定による中小企業退職金共済事業の円滑な実施を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の日分の掛金の納付を免除することができる。
- 2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被共済者について、第四十三条第一項の規定による月数への換算又は次条第一項若しくは第五十五条第四項の規定により繰り入れるべき金額の算定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第四十六条

（被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い）

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつて

は甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時に於いて第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金の総額がこれを超える場合（第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。）又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額）を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二 共済契約者から、現に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき（当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。）。

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 (略)

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第四十六条

（被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い）

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合に於ては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合に於ては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時に於いて第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金の総額がこれを超える場合（第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。）又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚

生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二 共済契約者から、現に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき（当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。）。

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他退職金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （元請負人の事務処理）

第四十七条 事業が数次の請負によつて行われる場合の元請負人が、下請負人の委託を受けて、特定業種退職金共済契約の締結その他特定業種退職金共済契約に関して下請負人が行うべき事務を処理する場合におけるその事務の処理に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### （退職金共済手帳の交付）

第四十八条 機構は、共済契約者から請求があつたときは、遅滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。

2 共済契約者は、その者が現に雇用する従業員が被共済者となつたとき、又は新たに従業員を雇用することによつて当該従業員が被共済者となつたときは、当該被共済者に対し、遅滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。ただし、現に退職金共済手帳を所持している者については、この限りでない。

#### （従業員に対する告知等）

第四十九条 共済契約者は、新たに従業員を雇用するに当たつては、その者に対し、その者が被共済者となるかどうかを告知しな

ければならない。

2 事業主は、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見やすい場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならない。その現に雇用する被共済者である従業員の全部又は一部が、第四十一条第三項又は第六項の規定により被共済者でなくなつたときも、同様とする。

#### (届出)

第五十条 共済契約者は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者でない事業主となつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正後の中小企業退職金共済法第五十一条

#### (準用)

第五十一条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条の二、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第五十一条

#### (準用)

第五十一条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十一条、第十四条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

### 第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置

#### (被共済者に関する経過措置)

第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間は、当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から五年を超えること

ができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第五十三条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業務を開始する際に現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に應じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が七十二月を超えるときは、七十二月)を超えることができない。

## 第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係

(被共済者に関する制限)

第五十四条 現に退職金共済契約の被共済者である者は、特定業種退職金共済契約の被共済者とならない。

2 現に特定業種退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする退職金共済契約を締結することができない。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)による改正後の中小企業退職金共済法第五十五条

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合(第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。))又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

- 一 退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。
- 二 共済契約者から、現に退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき（当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。）。
- 2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）以上となる者及び当該繰入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

### 3・4 (略)

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の中小企業退職金共済法第五十五条

（被共済者が移動した場合の取扱い）

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

- 一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者（当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合（厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二 共済契約者から、現に退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき（当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつたときに限る。）。

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月（その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他前二項の規定の適用がある場合における退職金等の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合（同条第三項の規定により、同号ハに該当したものとみなされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。

※独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律による改正後の中小企業退職金共済法第七十五条の二

（借入金及び財形住宅債券）

第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。

2 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

7 （略）

※独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立

行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律による改正前の中小企業退職金共済法第七十五条の二

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

8 前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

◎公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

附 則

(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)

第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 改正前厚生年金保険法第八十一条の三、第八十五条の三、第一百条の十第一項（第三十四号に係る部分に限る。）、第一百六条から第一百十条まで、第一百四十四条から第二百二十条の四まで、第二百二十一条（改正前厚生年金保険法第一百四十七条の五第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条から第三百十条まで、第三百十条の二第一項、第二項（改正前厚生年金保険法第三百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、第三百十条の三から第三百三十六条の五まで、第三百三十八条から第四百六条の二まで、第四百七条の二から第四百八条まで、第四百七十条から第四百七十四条まで、第四百七十六条から第四百七十七条まで、第四百七十七條の二第一項、第四百七十八條、第四百七十九條第一項から第四項まで及び第五項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）並びに第四百八十条から第四百八十一条まで並びに附則第三十条第一項及び第二項、第三十一条並び

に第三十二条の規定、改正前厚生年金保険法第三十六条において準用する改正前厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段並びに第四十条から第四十一条までの規定、改正前厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条及び第八十六条から第八十九条までの規定、改正前厚生年金保険法第四十八条第二項及び第七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十六条第二項の規定、改正前厚生年金保険法第四百八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十六条第三項の規定並びに改正前厚生年金保険法第七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定

二 改正前確定給付企業年金法第七十一条第一項、第二項、第三項（改正前確定給付企業年金法第一百一十一条第五項及び第一百二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項、第一百十條から第一百十五條の三まで並びに第一百十六條（改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会からの積立金の移換に係る部分を除く。）の規定、改正前確定給付企業年金法第七十一条第五項、第一百十條の二第五項及び第一百一十一条第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第七十四条第二項及び第三項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第七十六条第二項の規定

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                       |                 |                                                                                                               |
|-----------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項  | 厚生年金基金          | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。） |
| 改正前厚生年金保険法第八十五条の三     | 厚生年金基金又は企業年金連合会 | 厚生年金基金                                                                                                        |
| 改正前厚生年金保険法第一百五十一条第十二号 | 解散              | 解散（平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定による解散を含む。第四百四十五条第一項第三号及び第四百七十九条第五項を除き、以下同じ。）                                          |

|                                                              |            |                                                                       |
|--------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 改正前厚生年金保険法第百三十五<br>条第五項                                      | 企業年金連合会    | 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する<br>存続連合会（以下「企業年金連合会」という。<br>）又は同条第十五号に規定する連合会 |
| 改正前厚生年金保険法第百三十八<br>条第六項                                      | 解散する場合     | 第百四十五條第一項又は平成<br>二十五年改正法附則第十九條第九項の規定により<br>解散する場合                     |
|                                                              | 年金給付等積立金の額 | 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定す<br>る年金給付等積立金の額                                 |
| 改正前厚生年金保険法第百四十<br>二條第一項、第百四十三條第一<br>項並びに第百四十四條の二第二<br>項及び第四項 | 四分の三       | 三分の二                                                                  |
| 改正前厚生年金保険法第百四十<br>四條の五第四項                                    | 解散した基金は    | 第百四十五條第一項又は平成二十五年改正法附則<br>第十九條第九項の規定により解散した                           |
|                                                              | 第百四十七條第四項  | 基金は<br>平成二十五年改正法附則第三十四條第四項                                            |
|                                                              | 残余財産（      | 残余財産（附則第五條第一項の規定によりなおそ<br>の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険<br>法                 |
| 改正前厚生年金保険法第百四十<br>五條第一項第一号                                   | 四分の三       | 三分の二                                                                  |
| 改正前厚生年金保険法第百四十                                               | 解散したとき     | 前条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九條                                                |

|                                                       |                            |                                                 |                                          |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 六条                                                    |                            | 解散した日                                           | 第九項の規定により解散したとき                          |
| 改正前厚生年金保険法第四百四十条の二、第四百四十七条の五第二項並びに第四百四十八条第一項、第三項及び第四項 | 解散した                       | 当該解散した日                                         | 第四百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十三条及び第七十三条の二                            | 基金又は連合会                    | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十六条第一項                                  | 基金及び連合会<br>第七項             | 基金<br>第三百三十条第五項                                 |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十六条第二項                                  | 基金及び連合会                    | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十六条の二第一項                                | 基金（第一百一十一条第一項若しくは含む。）又は連合会 | 基金（含む。）                                         |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十七条                                     | 基金及び連合会                    | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十七条の二第二項                                | 加入員                        | 加入員及び加入員以外の者であつて基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給義務を負つてゐるもの |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十八条第一項                                  | 基金又は連合会                    | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十九条第一項                                  | 基金若しくは連合会                  | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十九条第二項                                  | 基金又は連合会                    | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十九条第三項                                  | 基金若しくは連合会                  | 基金                                              |                                          |
| 改正前厚生年金保険法第七百七十九条第三項                                  | 基金又は連合会                    | 基金                                              |                                          |

|                                                                                                                         |                                  |                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 十九条第四項                                                                                                                  | 厚生年金基金又は企業年金連合会                  | 基金                                                                                                 |
| 改正前厚生年金保険法第八十条の二                                                                                                        | 四分の三                             | 三分の二                                                                                               |
| 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項                                                                                                    | が厚生年金基金                          | が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）     |
| 改正前確定給付企業年金法第百七条第一項                                                                                                     | 四分の三                             | 三分の二                                                                                               |
| 改正前確定給付企業年金法第百七条第三項及び第百十條の二第二項                                                                                          | 第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金 | の規定による保険料                                                                                          |
| 改正前確定給付企業年金法第百十三條第二項                                                                                                    | 第八十七条第六項                         | 第八十七条（第六項を除く。）                                                                                     |
| 適用する                                                                                                                    |                                  | 適用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする |
| <p>存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>改正後厚生年金保険法第三十四条第一項</p> | の積立金                             | <p>の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成</p>                          |

|                       |                |                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後厚生年金保険法第八十一条第四項    | 定める率           | 二十五年改正法」という。）附則第八条に規定する責任準備金                                                                                                 |
| 改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号 | 第九項            | 第九項並びに平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。） |
| 改正後確定給付企業年金法第五条第一項第二号 | という。）その他       | という。）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金その他                      |
| 改正後確定給付企業年金法第十八条      | 若しくは第八十二条の三第二項 | 、第八十二条の三第二項若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の第百十五条の二第二項                                       |
| 改正後確定拠出年金法第四条第一項第二号   | 以下同じ。）         | 以下同じ。）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）      |

|                         |                  |                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後確定拠出年金法第八条第一項第一号     | 又は企業年金基金         | 、企業年金基金又は存続厚生年金基金                                                                                                  |
| 改正後確定拠出年金法第二十条          | 資格の有無            | 資格の有無及び存続厚生年金基金の加入員の資格の有無、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準 |
| 改正後確定拠出年金法第五十三条第一項及び第二項 | 企業年金基金           | 企業年金基金及び存続厚生年金基金                                                                                                   |
| 改正後確定拠出年金法第五十四条第一項      | 又は退職手当制度         | 、存続厚生年金基金又は退職手当制度                                                                                                  |
| 改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項    | 又は企業年金連合会<br>をいう | 、企業年金連合会<br>又は存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう                                                     |
| 改正後確定拠出年金法第五十四条の二第二項    | 確定給付企業年金の実施事業所   | 確定給付企業年金の実施事業所又は当該存続厚生年金基金の設立事業所                                                                                   |
| 改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第二号   | 企業型年金加入者         | 企業型年金加入者、存続厚生年金基金の加入員                                                                                              |
| 改正後確定拠出年金法第七十四条の二第二項    | 確定給付企業年金の実施事業所   | 確定給付企業年金の実施事業所又は当該存続厚生年金基金の設立事業所                                                                                   |
| 改正後確定拠出年金法第八十条第一項及び第二項  | 及び国民年金基金         | 、国民年金基金及び存続厚生年金基金                                                                                                  |

4 前二項に定めるもののほか、存続厚生年金基金についての第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定給付企業年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)

第三十八条 存続連合会については、改正前厚生年金保険法第八十五条の三、第百四十九条、第百五十条、第百五十一条第一項、第百五十二条第四項、第百五十三条から第百五十八条の五まで、第百五十九条の二、第百五十九条の三、第百六十四条第三項、

第百六十八条第三項、第百七十三条から第百七十四条まで、第百七十六条から第百七十七条まで、第百七十八条、第百七十九条（第五項及び第六項を除く。）及び第百八十一条並びに附則第三十条第三項の規定、改正前厚生年金保険法第百五十三条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十六条の規定、改正前厚生年金保険法第百五十四条において準用する改正前厚生年金保険法第百六十六条の規定、改正前厚生年金保険法第百五十八条第六項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十六条の規定、改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第三項の規定、改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の二から第百三十六条の五までの規定、改正前厚生年金保険法第百六十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百四十六条の二及び第百四十七条の二から第百四十八条までの規定、改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第百九十八条第三項及び第四項本文の規定、改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項の規定、改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百条第三項

の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|           |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第八十五条の三   | 厚生年金基金又は企業年金連合会                                                                                                     | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会                                                                                                                      |
| 第百四十九条第一項 | 基金は、中途脱退者及び解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、第百六十五条から第百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換 | 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）は、中途脱退者、解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）、確定給付企業年金法第八十一条の二第二項に規定する中途脱退者及び同法第九十一条の二十五年改正法附則の規定による存続連合会老齢給付金の支給を共同して行うとともに、平成二十五年改正法附則第五十三条から第五十九条までに規定する |

|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百五十三条第一項第八号                                 | 企業年金連合会                                                                                       | 年金給付等積立金            | 年金給付等積立金又は積立金の移換<br>平成二十五年改正法附則第十三号に規定する<br>存続連合会                                                                                                     |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百五十八条第三項、第百五十八条の三第一項、第百五十九条の二第二項及び第百六十四条第三項 | 年金給付等積立金                                                                                      | 年金給付等積立金            | 年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）<br>年金給付等積立金及び積立金 |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十三条及び第百七十三条の二                             | 基金又は連合会                                                                                       | 基金及び連合会             | 連合会                                                                                                                                                   |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十六条第一項                                    | 基金及び連合会                                                                                       | 基金及び連合会<br>第七項      | 連合会<br>平成二十五年改正法附則第四十条第九項                                                                                                                             |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十六条第二項                                    | 基金及び連合会                                                                                       | 基金及び連合会<br>年金給付等積立金 | 連合会<br>年金給付等積立金及び積立金                                                                                                                                  |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十六条の二第二項                                  | 基金（第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会 | 基金及び連合会             | 連合会                                                                                                                                                   |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十七条                                       | 基金又は連合会                                                                                       | 基金又は連合会             | 連合会                                                                                                                                                   |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十八条第一項                                    | 基金若しくは連合会                                                                                     | 基金若しくは連合会           | 連合会                                                                                                                                                   |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
| 第百七十九条第一項                                    | 基金若しくは連合会                                                                                     | 基金若しくは連合会           | 連合会                                                                                                                                                   |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |
|                                              |                                                                                               |                     |                                                                                                                                                       |

|                                                                                              |                                                   |                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百七十九條第二項                                                                                    | 基金又は連合会                                           | 連合会                                                                                                                                            |
| 第百七十九條第三項                                                                                    | 基金若しくは連合会                                         | 連合会                                                                                                                                            |
| 第百七十九條第四項                                                                                    | 基金又は連合会                                           | 連合会                                                                                                                                            |
| <p>3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> |                                                   |                                                                                                                                                |
| 改正後厚生年金保険法第三十四條第一項                                                                           | の積立金                                              | <p>の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法」という。）附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金</p>                                   |
| 改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号                                                                        | 第九項                                               | <p>第九項並びに平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第四項（附則第九条の二第三項、第九條の三第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）</p> |
| 改正後確定給付企業年金法第九十三條                                                                            | 、連合会                                              | <p>、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会</p>                                                             |
| 改正後確定拠出年金法第四十八條の二                                                                            | 企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。） | <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会</p>                                            |

|                      |                                  |                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後確定拠出年金法第五十四条の二第二項 | 企業年金連合会の規約で定める積立金（確定給付企業年金法第五十九条 | （以下「存続連合会」という。）<br>存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。）若しくは積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項 |
|----------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 前二項に定めるもののほか、存続連合会についての第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定給付企業年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

#### （存続連合会の業務）

第四十条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第四十二条第二項の規定により脱退一時金（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四条の三第五項に規定する脱退一時金をいう。附則第四十二条第四項において同じ。）の額に相当する額（附則第四十二条において「基金脱退一時金相当額」という。）の移換を受け、附則第四十二条第三項の規定により基金中途脱退者（厚生年金基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該厚生年金基金が支給する老齡年金給付の受給権を有する者を除く。）であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該厚生年金基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。）又はその遺族について存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項第二号及び第五号並びに附則第四十五条第三項から第六項まで、第四十九条第三項から第六項まで、第五十条、第五十一条及び第百十二条第二項を除き、以下同じ。）の支給を行うこと。

二 附則第四十三条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第四十六条第二項の規定により脱退一時金（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。附則第四十六条第四項において同じ。）の額に相当する額（附則第四十六条において「確定給付企業年金脱退一時金相当額」という。）の移換を受け、附則第四十六条第三項の規定により改正後確定給付企業年金法第八十一条の二第二項に規定する中途脱退者（以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。）又はその遺族について存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

四 附則第四十七条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会老齡給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

2 一 附則第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

- 二 附則第四十五条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
  - 三 附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項又は第五十六条第二項の規定により年金給付等積立金又は積立金の移換を行うこと。
  - 四 附則第四十八条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
  - 五 附則第四十九条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
  - 六 附則第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定により積立金の移換を行うこと。
- 3 存続連合会は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している基金中途脱退者について老齢年金給付の支給を行い、及び附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により基金中途脱退者に係る老齢年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行うこと。
  - 二 附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第二項又は第五項の規定により解散基金加入員に対する老齢年金給付の支給又は解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算若しくは死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行い、及び附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二条第二項の規定により解散基金加入員等について死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこと。
  - 三 附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第四項若しくは第六項、附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条の二第二項又は附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条の三第二項の規定により年金給付等積立金の移換を行うこと。
  - 四 附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項の規定により確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族について同項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
  - 五 附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
  - 六 附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

七 附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の遺族給付金又は同条第五項の遺族給付金の支給を行うこと。

八 附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五條の四第二項、附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五條の五第二項又は附則第六十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七條の三第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

4 存続連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 厚生年金基金の拠出金等を原資として行う次に掲げる事業

イ 解散基金加入員に支給する老齢年金給付（附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第二項の老齢年金給付をいう。以下このイにおいて同じ。）又は存続連合会老齢給付金につき一定額が確保されるよう、老齢年金給付又は存続連合会老齢給付金の額を付加する事業

ロ 存続厚生年金基金に対し、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一條第二項の承認若しくは附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第一項の認可を受けるために要する費用又は附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の五第一項の規定による年金給付等積立金の一部の移換若しくは同条第四項の規定による残余財産の全部若しくは一部の移換に要する費用を助成する事業

ハ 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業

二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金（改正後確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金をいう。）の額を付加する事業

三 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

5 存続連合会は、厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者並びに確定給付企業年金その他附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八條の五第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者（以下この項において「厚生年金基金の加入員等」という。）の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、厚生年金基金の加入員等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

6 存続連合会は、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行うことができる。

7 存続連合会は、附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三條の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うことができる。

8 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務（同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。）を行うことができる。

9 存続連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社（附則第三百三十一条の規定による改正後の保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）その他の法人に委託することができる。

#### （区分経理）

第四十一条 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 前条第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号及び第三号、第五項並びに第六項の規定により行う業務
- 二 前条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第六号まで、第三項第四号から第八号まで、第四項第二号並びに第七項の規定により行う業務
- 三 前条第八項の規定により行う情報収集等業務

### ◎国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 被保険者（第七条―第十四条の二）

第三章 給付

第一節 通則（第十五条―第二十五条）

第二節 老齢基礎年金（第二十六条―第二十九条）

第三節 障害基礎年金（第三十条―第三十六条の四）

第四節 遺族基礎年金（第三十七条―第四十二条）

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

第一款 付加年金（第四十三条―第四十八条）

第二款 寡婦年金（第四十九条―第五十二条）

第三款 死亡一時金（第五十二条の二―第六十八条）

第六節 給付の制限（第六十九条―第七十三条）

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置（第七十四条）

第五章 積立金の運用（第七十五条―第八十四条）

第六章 費用（第八十五条―第一百条）

第七章 不服申立て（第一百一条・第一百一条の二）

第八章 雑則（第一百二条―第一百十條）

第九章 罰則（第一百一十條―第一百十四條）

第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会

第一節 国民年金基金

第一款 通則（第一百五條―第一百十八條の二）

第二款 設立（第一百十九條―第一百十九條の五）

第三款 管理（第一百二十條―第一百二十六條）

第四款 加入員（第一百二十七條・第一百二十七條の二）

第五款 基金の行う業務（第一百二十八條―第一百三十三條）

第六款 費用の負担（第一百三十四條・第一百三十四條の二）

第七款 解散及び清算（第一百三十五條―第一百三十七條の二の四）

第二節 国民年金基金連合会

第一款 通則（第一百三十七條の二の五―第一百三十七條の四）

第二款 設立（第一百三十七條の五―第一百三十七條の七）

第三款 管理及び会員（第一百三十七條の八―第一百三十七條の十四）

第四款 連合会の行う業務（第一百三十七條の十五―第一百三十七條の二十一）

第五款 解散及び清算（第一百三十七條の二十二―第一百三十七條の二十四）

第三節 雑則（第一百三十八條―第一百四十二條の二）

第四節 罰則（第一百四十三條―第一百四十八條）

附則

（被保険者の資格）

第七條 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの）（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）

- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）
- 2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

5 第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6 第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（種類）

第百十五條の二 基金は、地域型国民年金基金（以下「地域型基金」という。）及び職能型国民年金基金（以下「職能型基金」と

いう。)とする。

(組織)

- 第百十六条 地域型基金は、第一号被保険者(第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第百二十七条第一項において同じ。)であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。
- 2 職能型基金は、第一号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。
- 3 前二項に規定する者は、加入員たる資格を有する者という。

(地区)

- 第百十八条の二 基金の地区は、地域型基金にあつては、一の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。
- 2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

(設立の認可)

- 第百十九条の三 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(公告)

- 第百二十一条 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(役員)

- 第百二十四条 基金に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、代議員会において、年金に關する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。
- 3 設立当時の理事は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、年金に関する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。
- 4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。
- 5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。
- 6 設立当時の監事は、創立総会において、学識経験を有する者及び第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから

、それぞれ一人を選挙する。

7 役員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

#### (加入員)

第二百二十七条 第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

2 前項の申出をした者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

一 被保険者の資格を喪失したとき、又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつたとき。

二 地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業又は業務に従事する者でなくなつたとき。

三 第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四 農業者年金の被保険者となつたとき。

五 当該基金が解散したとき。

4 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

#### (基金の業務)

第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。

2 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定

する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。

6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務（第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に限る。）を受託することができる。

#### （準用規定）

第二百三十三条 第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

#### （連合会）

第二百三十七条の二の五 基金は、第二百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

#### （法人格）

第二百三十七条の三 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

#### （名称）

第二百三十七条の四 連合会は、その名称中に国民年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

(評議員会)

第百三十七条の十 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4 設立当時の評議員は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。

5 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

7 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

8 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員)

第百三十七条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

3 設立当時の理事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、当該理事長以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。

4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。

5 監事は、評議員において一人を互選し、評議員会において、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

6 設立当時の監事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから一人を選挙し、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

7 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(連合会の業務)

第百三十七条の十五 連合会は、第百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。

2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの

3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5 第二百二十八条第四項の規定は、前項の信託の契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約について準用する。

6 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

#### （中途脱退者に係る措置）

第三百三十七条の十七 連合会の会員である基金は、政令の定めるところにより、中途脱退者（当該基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金の受給権を有する者を除く。）であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。）の当該基金の加入員期間に係る年金の現価に相当する額（以下「現価相当額」という。）の交付を当該連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の交付の申出に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

4 連合会は、第一項の交付の申出に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

5 第二百二十九条から第三百一条までの規定は、前項の年金又は一時金について準用する。

6 基金は、第一項の交付の申出に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に關する義務を免れる。

7 連合会は、第四項の規定により中途脱退者に係る年金又は一時金を支給することとなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

8 連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(解散基金加入員に係る措置)

第百三十七条の十九 連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 連合会は、前項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したとき又は当該基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を有していたときは、当該解散基金加入員に年金を支給し、当該解散基金加入員が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときは、その遺族に一時金を支給するものとする。

3 前項の年金の額は、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額とし、同項の一時金の額は、八千五百円とする。

4 解散した基金は、規約の定めるところにより、第百三十七条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を第一項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した連合会に申し出ることができる。

5 連合会は、前項の規定による申出に従い解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するものとする。

6 連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第百三十七条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(準用規定)

第百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十二條及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項において準用する第二十三条の規定及び第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項、第四

項及び第五項並びに第九十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、「前条第一項」とあるのは「第三百三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と、「年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

3 第三百三十一条の二及び第三百三十二条の規定は、連合会の積立金の積立て及びその運用、業務上の余剰金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。この場合において、同条第三項中「前条及び前二項」とあるのは、「第三百三十七条の二十一第三項において準用する前条及び前二項」と読み替えるものとする。

（連合会の解散による年金及び一時金の支給に関する義務の消滅）

第三百三十七条の二十三 連合会は、解散したときは、当該連合会が第三百三十七条の十七第四項及び第三百三十七条の十九第二項の規定により支給するものとされている年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

第四百四十六条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百二十一条（第三百三十七条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第三百三十七条の十七第七項又は第三百三十七条の十九第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第三百三十七条の十七第八項（第三百三十七条の十九第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第四百四十八条 第一百八条第二項又は第三百三十七条の四第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称又は国民年金基金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（任意加入被保険者）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

- 二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者
- 三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの
- 2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしななければならない。
- 3 前項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
- 4 第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。
- 5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。
- 6 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。
  - 一 六十五歳に達したとき。
  - 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
  - 三 前項の申出が受理されたとき。
  - 四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。
- 7 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
  - 一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
  - 二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなつたとき。
  - 三 被扶養配偶者となつたとき。
  - 四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。
- 8 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 9 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
  - 一 日本国内に住所を有するに至つたとき。
  - 二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。
  - 三 被扶養配偶者となつたとき（六十歳未満であるときに限る。）。

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

12 第一項の規定による被保険者（同項第二号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、第百十六条第一項及び第二項並びに第百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十条第二項（第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負つている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

#### ◎民法（明治二十九年法律第八十九号）

##### （根抵当権者又は債務者の合併）

第三百九十八条の九 元本の確定前に根抵当権者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

3 前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根抵当権設定者であるときは、この限りでない。

4 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5 第三項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあつたことを知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一箇月を経過したときも、同様とする。

(根抵当権者又は債務者の会社分割)

第三百九十八条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。

#### ◎労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

#### ◎船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第五十六条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

2 国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月一回以上一定の期日に支払わなければならない。

3 船舶所有者は、船員に給料その他の報酬を支払う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

◎戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

第八十七条 左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

2 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。

◎消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

（区域）

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十条第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

（合併契約）

第六十五条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

第六十六条 組合が吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項

を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する組合（以下この章及び次章において「吸収合併存続組合」という。）及び吸収合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所
- 二 吸収合併存続組合の地域又は職域及び出資一口の金額
- 三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

#### （新設合併）

第六十七条 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する組合（以下この章及び次章において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、地域又は職域、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額
- 三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

#### （吸収合併消滅組合の手続）

第六十八条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 第三項の総会の会日の二週間前の日
- 二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。
- 4 吸収合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。
- 5 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。
- 6 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。

（吸収合併存続組合の手続）

- 第六十八条の二 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の会日の二週間前の日
  - 二 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
  - 三 第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
  - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。

- 4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6 吸収合併存続組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。
- 7 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 9 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第七項の書面の閲覧の請求
- 二 第七項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第七項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第七項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅組合の手続)

- 第六十八条の三 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 一 第三項の総会の会日の二週間前の日
  - 二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 三 新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
- 四 新設合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

(新設合併設立組合の手続等)

- 第六十八条の四 前章(第六十一条を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。
- 二 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。
- 三 前項の規定による設立委員の選任については、第四十二条の規定を準用する。
- 四 第二項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。
- 五 第二項の規定による役員を選任については、第二十八条第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。
- 六 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 七 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 八 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第六項の書面の閲覧の請求
- 二 第六項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第六項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第六項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の認可)

- 第六十九条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二 前項の認可については、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組

合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

（合併の効果）

第七十条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。

2 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

（合併の無効の訴え）

第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条の二、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

◎商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）

附 則

第五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、別に法律で定める。

◎会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）

（労働者等への通知）

第二条 会社（株式会社及び合同会社をいう。以下同じ。）は、会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）をするときは、次に掲げる労働者に対し、通知期限日までに、当該分割に関し、当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を当該分割に係る承継会社等（吸収分割にあつては同法第七百五十七條に規定する吸収

分割承継会社、新設分割にあつては同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が承継する旨の分割契約等（吸収分割にあつては吸収分割契約（同法第七百五十七条の吸収分割契約をいう。以下同じ。））、新設分割にあつては新設分割計画（同法第七百六十二条第一項の新設分割計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）における定めの有無、第四条第三項に規定する異議申出期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

一 当該会社が雇用する労働者であつて、承継会社等に承継される事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定めるものの

二 当該会社が雇用する労働者（前号に掲げる労働者を除く。）であつて、当該分割契約等にその者が当該会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがあるもの

2 前項の分割をする会社（以下「分割会社」という。）は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下単に「労働組合」という。）との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、通知期限日までに、当該分割に関し、当該労働協約を承継会社等が承継する旨の当該分割契約等における定めの有無その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

3 前二項及び第四条第三項第一号の「通知期限日」とは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 株式会社が分割をする場合であつて当該分割に係る分割契約等について株主総会の決議による承認を要するとき 当該株主総会（第四条第三項第一号において「承認株主総会」という。）の日の二週間前の日の前日

二 株式会社が分割をする場合であつて当該分割に係る分割契約等について株主総会の決議による承認を要しないとき又は合同会社が分割をする場合 吸収分割契約が締結された日又は新設分割計画が作成された日から起算して、一週間を経過する日

（承継される事業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継）

第三条 前条第一項第一号に掲げる労働者が分割会社との間で締結している労働契約であつて、分割契約等に承継会社等が承継する旨の定めがあるものは、当該分割契約等に係る分割の効力が生じた日に、当該承継会社等に承継されるものとする。

第四条 第二条第一項第一号に掲げる労働者であつて、分割契約等にその者が分割会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがないものは、同項の通知がされた日から異議申出期限日までの間に、当該分割会社に対し、当該労働契約が当該承継会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2 分割会社は、異議申出期限日を定めるときは、第二条第一項の通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも十三日間を置かなければならない。

3 前二項の「異議申出期限日」とは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 第二条第三項第一号に掲げる場合 通知期限日の翌日から承認株主総会の日の前日までの期間の範囲内で分割会社が定める日

二 第二条第三項第二号に掲げる場合 同号の吸収分割契約又は新設分割計画に係る分割の効力が生ずる日の前日までの日で分

割会社が定める日

- 4 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、分割契約等に係る分割の効力が生じた日に、承継会社等に承継されるものとする。

(その他の労働者に係る労働契約の承継)

- 第五条 第二条第一項第二号に掲げる労働者は、同項の通知がされた日から前条第三項に規定する異議申出期限日までの間に、分割会社に対し、当該労働者が当該分割会社との間で締結している労働契約が承継会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し出ることができる。

- 2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、承継会社等に承継されないものとする。

(労働協約の承継等)

- 第六条 分割会社は、分割契約等に、当該分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち承継会社等が承継する部分を定めることができる。

- 2 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該分割会社と当該労働組合との間で分割契約等の定めに従い当該承継会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定により、分割契約等の定めに従い、当該分割の効力が生じた日に、当該承継会社等に承継されるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割会社との間で締結されている労働契約が承継会社等に承継されるときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該分割の効力が生じた日に、当該承継会社等と当該労働組合との間で当該労働協約（前項に規定する合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

(労働者の理解と協力)

- 第七条 分割会社は、当該分割に当たり、厚生労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、この法律に定めるもののほか、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

◎会社法（平成十七年法律第八十六号）

## 第二章 合併

### 第一節 通則

(合併契約の締結)

第七百四十八条 会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

### 第二節 吸収合併

#### 第一款 株式会社が存続する吸収合併

(株式会社が存続する吸収合併契約)

第七百四十九条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社である吸収合併存続会社（以下この編において「吸収合併存続株式会社」という。）及び吸収合併により消滅する会社（以下この編において「吸収合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅持分会社」という。）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての口に規定する事

項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収合併存続株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの吸収合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるとときは、吸収合併存続株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法  
五 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

六 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社は、吸収合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社の株主及び吸収合併存続株式会社並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

（株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等）

第七百五十条 吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。  
3 次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第

三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

- 一 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
- 二 前条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 三 前条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 4 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。
- 5 前条第一項第四号イに規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの吸収合併存続株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。
- 6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

## 第二款 持分会社が存続する吸収合併

（持分会社が存続する吸収合併契約）

第七百五十一条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併存続会社が持分会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 持分会社である吸収合併存続会社（以下この節において「吸収合併存続持分会社」という。）及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
- 二 吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員が吸収合併に際して吸収合併存続持分会社の社員となる場合は、次のイからハまでに掲げる吸収合併存続持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
  - イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
  - ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額
  - ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
- 三 吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等（吸収合併存続持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
  - イ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - ロ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 四 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続持分会社を除く。）又は

吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続持分会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

五 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

七 効力発生日

2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社の種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続持分会社及び吸収合併消滅株式会社は、吸収合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続持分会社並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

（持分会社が存続する吸収合併の効力の発生等）

第七百五十二条 吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第二号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続持分会社の社員となる。この場合においては、吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 前条第一項第三号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号イの社債の社債権者となる。

5 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

### 第三節 新設合併

#### 第一款 株式会社を設立する新設合併

（株式会社を設立する新設合併契約）

第七百五十三条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する会社（以下この編において「新設合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 株式会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅持分会社」という。）の社員に対して交付するその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立株式会社の株主（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立株式会社の株主（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

十 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社の株主（新設合併設立株式会社の株主）又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であると  
きは、新設合併設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の  
種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法  
十一 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社の新  
株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は  
、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社の株主に係る事  
項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種  
類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととする  
ときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅会社及  
び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては  
、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。

4 前二項の規定は、第一項第九号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「新設合併設立株式会社の株式  
」とあるのは、「新設合併設立株式会社の社債等」と読み替えるものとする。

（株式会社を設立する新設合併の効力の発生等）

第七百五十四条 新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立株式会社の  
成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立株式会社の成立  
の日に、前条第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当  
該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

- 4 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立株式会社成立の日に、消滅する。
- 5 前条第一項第十号イに規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立株式会社の成立の日に、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号イの新設合併設立株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者となる。

## 第二款 持分会社を設立する新設合併

(持分会社を設立する新設合併契約)

第七百五十五条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が持分会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会社の商号及び住所
  - 二 持分会社である新設合併設立会社(以下この編において「新設合併設立持分会社」という。)が合名会社、合資会社又は合同会社 of いずれであるかの別
  - 三 新設合併設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地
  - 四 新設合併設立持分会社の社員についての次に掲げる事項
    - イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
    - ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
    - ハ 当該社員の出資の価額
  - 五 前二号に掲げるもののほか、新設合併設立持分会社の定款で定める事項
  - 六 新設合併設立持分会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - 七 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主(新設合併消滅株式会社を除く。)又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項
  - 八 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立持分会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
  - 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 2 新設合併設立持分会社が合名会社であるときは、前項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 3 新設合併設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 4 新設合併設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする

旨を定めなければならない。

(持分会社を設立する新設合併の効力の発生等)

第七百五十六条 新設合併設立持分会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設合併設立持分会社の社員となる。

3 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の社債の社債権者となる。

4 新設合併消滅株式会社の株主予約権は、新設合併設立持分会社の成立の日に、消滅する。

### 第三章 会社分割

#### 第一節 吸収分割

##### 第一款 通則

(吸収分割契約の締結)

第七百五十七条 会社(株式会社又は合同会社に限る。)は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社(以下この編において「吸収分割承継会社」という。)との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

#### 第二款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割

(株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約)

第七百五十八条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割をする会社(以下この編において「吸収分割会社」という。)及び株式会社である吸収分割承継会社(以下この編において「吸収分割承継株式会社」という。)の商号及び住所

二 吸収分割承継株式会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(株式会社である吸収分割会社(以下この編において「吸収分割株式会社」という。)及び吸収分割承継株式会社の株式並びに吸収分割株式会社の株主予約権に係る義務を除く。)に関する事項

三 吸収分割により吸収分割株式会社又は吸収分割承継株式会社の株式を吸収分割承継株式会社に承継させるときは、当該株式に関する事項

四 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等

を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の新株予約権であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の社債（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の社債（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

五 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割株式会社の社債の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継株式会社の社債の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該吸収分割承継株式会社の社債の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の社債の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「吸収分割契約新株予約権」という。）の内容

ロ 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する吸収分割承継株式会社の社債の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 吸収分割契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収分割承継株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収分割承継株式会社の社債の新株予約権の割当てに関する事項

七 吸収分割がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

八 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継株式会社の株式（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継株式会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限り、）

ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継株式会社の株式のみであるものに限り、）

（株式会社は権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

第七百五十九条 吸収分割承継株式会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者（第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）が第七百八十九条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 次の各号に掲げる場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 前条第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 前条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 前条第四号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前条第五号に規定する場合には、効力発生日に、吸収分割契約新株予約権は、消滅し、当該吸収分割契約新株予約権の新株予約権者は、同条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号ロの吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

### 第三款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）

第七百六十条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が持分会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割会社及び持分会社である吸収分割承継会社（以下この節において「吸収分割承継持分会社」という。）の商号及び住所

二 吸収分割承継持分会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（吸収分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

三 吸収分割により吸収分割株式会社の株式を吸収分割承継持分会社に承継させるときは、当該株式に関する事項

四 吸収分割会社が吸収分割に際して吸収分割承継持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収分割承継持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

五 吸収分割承継持分会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等（吸収分割承継持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 効力発生日

七 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第一百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継持分会社の持分（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継持分会社の持分に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継持分会社の持分のみであるものに限る。）

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

第七百六十一条 吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者（第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の各別の催告をしなければならぬものに限る。次項において同じ。）が第七百八十九条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

- 4 前条第四号に規定する場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収分割承継持分会社の社員となる。この場合においては、吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 5 前条第五号に掲げる事項についての定めがある場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、同号イの社債の社債権者となる。
- 6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

## 第二節 新設分割

### 第一款 通則

#### （新設分割計画の作成）

- 第七百六十二条 一又は二以上の株式会社又は合同会社は、新設分割をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。
- 2 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の株式会社又は合同会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

### 第二款 株式会社を設立する新設分割

#### （株式会社を設立する新設分割計画）

- 第七百六十三条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社（以下この編において「新設分割設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 株式会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項
- 三 新設分割設立株式会社の設立時取締役の氏名
- 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
- イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称
- ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設分割設立株式会社の設立時監査役の氏名
- ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

- 五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする会社（以下この編において「新設分割会社」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（株式会社である新設分割会社（以下この編において「新設分割株式会社」という。）の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- 六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 七 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 八 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の割当てに関する事項
- イ 当該社債等が新設分割設立株式会社の社債（新株予約権付社債についての次に掲げる事項及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ロ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
- 九 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債等の割当てに関する事項
- 十 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- イ 当該新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「新設分割計画新株予約権」という。）の内容
- ロ 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設分割設立株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設分割設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 十一 前号に規定する場合には、新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設分割設立株式会社の新株予約権の割当てに関する事項
- 十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨
- イ 第百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立株式会社の株式（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）

（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）

- 第七百六十四条 新設分割設立株式会社は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第八百十條第一項第二号（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができ、新設分割会社の債権者（第八百十條第二項（第三号を除き、第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の各別の催告をしなければならないものに限る。次項において同じ。）が第八百十條第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立株式会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、第八百十條第一項第二号の規定により異議を述べることができ、新設分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 4 前条に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同条第六号の株式の株主となる。
- 5 次の各号に掲げる場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 前条第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
  - 二 前条第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
  - 三 前条第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 6 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前二項の規定の適用については、第四項中「新設分割計画の定め」とあるのは「同条第七号に掲げる事項についての定め」と、前項中「新設分割計画の定め」とあるのは「前条第九号に掲げる事項についての定め」とする。
- 7 前条第十号に規定する場合には、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画新株予約権は、消滅し、当該新設分割計画新株予約権の新株予約権者は、同条第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同条第十号ロの新設分割設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

第三款 持分会社を設立する新設分割  
（持分会社を設立する新設分割計画）

第七百六十五条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割設立会社が持分会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 持分会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別

二 新設分割設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地

三 新設分割設立持分会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の名称及び住所

ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

ハ 当該社員の出資の価額

四 前二号に掲げるもののほか、新設分割設立持分会社の定款で定める事項

五 新設分割設立持分会社が新設分割により新設分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（新設分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

六 新設分割設立持分会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債の割当てに関する事項

八 新設分割株式会社が新設分割設立持分会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立持分会社の持分（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立持分会社の持分のみであるものに限る。）

2 新設分割設立持分会社が合名会社であるときは、前項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。

3 新設分割設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

4 新設分割設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）

第七百六十六条 新設分割設立持分会社は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第八百十条第二号（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）

の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者（第八百十条第二項（第三号を除き、第八百十三条第二項にお

いて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の各別の催告をしなければならぬものに限る。次項において同じ。）が第八十条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立持分会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第八十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者が同条第二項の各別の催告を受けなかった場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立持分会社の社員となる。

5 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、同号の社債の社債権者となる。

6 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前項の規定の適用については、同項中「新設分割計画の定めに従い、同号」とあるのは、「同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号」とする。

#### ◎確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）

##### （個人別管理資産額の計算）

第一条 確定拠出年金法（以下「法」という。）第二条第十三項の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、その計算の基準となる日における次に掲げる額の合計額とする。

一 その者の個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法におけるその者の持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用（その者の個人別管理資産から負担するものに限る。）があるときは、その費用に相当する額を控除した額）の合計額

##### 二 次に掲げる金銭の額の合計額

イ その者に係る法第二十一条第一項の規定により資産管理機関（法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に納付された事業主掛金（法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。）及び法第二十一条

条の二第二項の規定により資産管理機関に納付された企業型年金加入者掛金（法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金をいう。以下同じ。）又は法第七十条第一項の規定により連合会に納付された個人型年金加入者掛金（法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金をいう。以下同じ。）であつて、法第二十五条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により運用の指図が行われる前のもの

ロ その者の個人別管理資産に係る法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の

方法ごとの当該運用の方法に係る契約に基づく次に掲げる金銭の額の合計額

- (1) 預金又は貯金(利子を含む。)の払出しに係る金銭の額
- (2) 信託財産の交付に係る金銭(収益の分配を含む。)の額
- (3) 有価証券の譲渡又は償還に係る金銭の額
- (4) 生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額

(企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者)

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者(六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。)とする。

(事業主への返還に係る事業主掛金)

第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主(附則第二条第四項を除き、以下単に「事業主」という。)が拠出した事業主掛金の額(次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。)とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額(当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した者又は法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。)がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。

一 企業型年金加入者の資格を喪失した日において当該企業型年金の障害給付金の受給権者である者

二 法第十一条第一号、第三号、第五号(法第四条第三項に規定する企業型年金規約(以下単に「企業型年金規約」という。))の変更に係る場合に限る。)又は第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者

(企業型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業主が法第七条第一項の規定により法第二条第七項に規定する運営管理業務(以下単に「運営管理業務」という。)の全部又は一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約(法第七条第二項の規定による再委託に係る契約を含む。)に関する事項

二 法第八条第二項に規定する資産管理契約(以下単に「資産管理契約」という。)に関する事項

三 法第二十二條の規定による措置の内容

四 法第五十四條第一項の規定により資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項

五 法第五十四條の二第一項の規定による脱退一時金相当額等（同項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換に関する事項

六 企業型年金の事業年度に関する事項

（給付の額の算定方法に関する基準）

第五條 法第四條第一項第六号（法第五條第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間（受給権者がその支給を請求した日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た五年以上二十年以下の期間であつて、当該申し出た日の属する月以降の月から起算するものをいう。）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

二 一時金として支給されるもの 個人別管理資産額を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第六條 法第四條第一項第八号（法第五條第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 実施事業所（法第三條第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される被用者年金被保険者等（当該被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としないうこととされていること。

二 事業主掛金の額の算定方法、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法、法第二十三條第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類、法第二十五條第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第三條第三項第十号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

四 企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

イ 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合

ロ その他厚生労働省令で定める場合

五 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

六 企業型年金加入者又は企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）が法第二十五條第一項の規定により

運用の指図を行うことを事業主が不当に制約するものでないこと。

七 法第三十一条第一項に規定する年金給付（以下この章において単に「年金給付」という。）の支払期月は、毎年一定の時期であること。

八 一時金として支給される給付は、その全額が一時に支給されるものであること。

九 第二条第二号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされていること。

十 その他法令に違反する事項がないこと。

#### （運営管理業務の委託）

第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 委託する業務については、当該事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とするものであること。

二 一の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲げる業務については、一の確定拠出年金運営管理機関（法第三条第三項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）において行うものであること。

三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十二条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。

2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（法第七条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）に委託することができる。

#### （運営管理業務の再委託）

第八条 前条の規定は、法第七条第二項の規定による運営管理業務の再委託について準用する。

#### （資産管理契約）

第九条 法第八条第一項の給付に充てるべき積立金に係る契約については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならぬ。

一 法第八条第一項第一号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて

、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。以下この条において同じ。）を受益者とするもののうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二 法第八条第一項第二号から第四号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその目的とする契約であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を被保険者又は被共済者とするもののうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

（企業型年金加入者となる者）

第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた確定給付企業年金又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。）とする。

（企業型年金の法定選択）

第十条 法第十三条第一項に規定する者で同項の選択をしなかったものが、同条第四項の規定により選択したものとみなされる企業型年金は、次のとおりとする。

一 二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日における各企業型年金についてそれぞれその者の事業主掛金の額を算定した場合において、それらの事業主掛金の額が異なるときは、そのうち最も高い額の事業主掛金に係る企業型年金

二 各企業型年金について前号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日前からその一の企業型年金の企業型年金加入者であるときは、当該企業型年金

三 各企業型年金について第一号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の各企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日が同日であるときは、厚生労働大臣の指定する企業型年金

（拠出限度額）

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの 五万五千元

イ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項に

規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。）

- ハ 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）
- 二 企業型年金加入者であつて前号イからハまでに掲げるもの 二万七千五百円

（運用の方法の選定及び提示）

第十二条 企業型運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。次項において同じ。）は、次に定めるところにより、同項の規定による運用の方法の選定及び提示を行わなければならない。

- 一 選定し、提示する運用の方法について、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似したものとならないように、厚生労働省令で定めるところにより、選定し、提示するものであること。
  - 二 第十五条第一項第二号ハ又は同項第三号カからナまでに掲げる運用の方法を選定し、提示する場合には、当該運用以外の運用の方法を少なくとも三以上選定し、提示するものであること。
- 2 企業型運用関連運営管理機関等は、法第二十三条第一項の規定により運用の方法を提示するときは、企業型年金加入者等に当該運用の方法を選定した理由を示さなければならない。

（運用関連運営管理機関の損害賠償責任）

第十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により運用の方法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間で次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。

- 一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四条の規定による情報（金融商品の販売等に関する法律第三条第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。）の提供をしなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責めに任ずるものとする。
- 二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が前号の規定により損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（企業型年金加入者等が法第二十五条第二項の規定により当該運用の方法に充てるものと決定した額から、当該運用の方法に係る契約について第一条第一号の規定の例により計算した額のうち当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るものを控除した額をいう。）は、重要情報を提供しなかったことによつて生じた損害の額と推定するものとする。

（生命共済の事業者）

第十四条 法第二十三条第一項第四号の政令で定める生命共済の事業を行う者は、次に掲げるものとする。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連

合会

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号の事業のうち生命共済の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第六号の二の事業のうち生命共済の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第百条の二第一項第一号の事業のうち生命共済の事業を行う共済水産業協同組合連合会

（運用の方法）

第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。

一 預金又は貯金の預入であつて次に掲げるもの

イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金という。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入

ロ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号に規定する譲渡性貯金を除く。）の預入

ハ 預金保険対象金融機関以外の銀行を相手方とする預金（外貨預金を含み、譲渡性預金を除く。）の預入

ニ 預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする外貨預金又は外貨貯金の預入

二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下この号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関への信託であつて次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関への金銭信託であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約のあるもの

ロ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（イ及びハに掲げるものを除く。）

ハ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託であつてその信託財産を一の法人の発行する社債券又は株券（次号において「一法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもの

三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 特別の法律により法人の発行する債券（その債務について政府が保証しているもの限り、ニに掲げるものを除く。）

- ニ 預金保険法第二条第二項第五号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債券  
ホ 信託業務を営む金融機関の貸付信託の受益証券であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元  
本の補てんの契約のあるもの  
ヘ 特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫又は全国を地区とする信  
用金庫連合会の発行する債券（ハ及びニに掲げるものを除く。）  
ト 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券（ハに掲  
げるものを除く。）  
チ 特別の法律により設立された法人（トに規定する法人を除き、国、トに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資の  
ないものに限る。）であつて当該特別の法律により債券を発行することができものの発行する債券（ハに掲げるものを除  
く。）  
リ 貸付信託の受益証券（ホに掲げるものを除く。）  
ヌ 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項に規定する投資信託をい  
う。）の受益証券（ソに掲げるものを除く。）  
ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の  
投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第二十項に規定する投資法人債券をいう。）  
ヲ 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券  
ワ 外国法人の発行する債券（その債務についてヲに規定する者が保証しているものに限り、ヲに掲げるものを除く。）  
カ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第九項に規定する優先出資証券及び特定社債券（特定目的会  
社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定に  
よりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（  
平成十年法律第五号）第二条第七項に規定する優先出資証券及び特定社債券を含む。）並びに資産の流動化に関する法律  
第二条第十五項に規定する受益証券  
ヨ 社債券（相互会社の社債券を含み、ハに掲げるものを除く。）  
タ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関が同法  
の規定に基づき発行する優先出資証券  
レ 株券  
ソ 証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同  
じ。）であつてその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用することを約するもの  
（1） 一 法人の発行する社債券等の売買  
（2） 一 の証券投資信託の受益証券（一法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものに限る。）  
の売買

(3) 一の投資法人の投資証券（一法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものに限る。）の売買

ツ 投資法人であつてその資産をソ（1）から（3）までに掲げる売買のみにより運用することを約するものの投資証券

ネ 外国法人の発行する債券又は株券（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は

四 外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）

イ 次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつて次に掲げるもの

イ 生命保険会社（法第八条第一項第二号に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。）であつて保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十五条の二第一項に規定する保険契約者保護機構（次号イにおいて単に「保険契約者保護機構」という。）の会員の資格を有するものへの生命保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額（厚生労働省令で定める部分を除く。）が、当該企業型年金加入者等が六十歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てられたり、同法第百十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てられるものであつて、同法第百十八条第一項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込み

ロ 次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつてイに掲げるもの以外のもの

(1) 生命保険会社

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（次項第五号において「農業協同組合等」という。）

五 次に掲げる損害保険の保険料の払込みであつて次に掲げるもの

イ 損害保険会社（法第八条第一項第四号に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）であつて、保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料のうち厚生労働省令で定める部分を除いた全額が、返戻金の支払に充てられるため、保険業法第百十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てられるものであつて、同法第百十八条第一項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込み

ロ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みであつてイに掲げるもの以外のもの

運用方法は、次のとおりとする。

一 当該運用の方法に係る契約において、次に掲げる事項があらかじめ定められていること。

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の当該契約に基づく持分の額又はその算定方法

ロ 当該契約に係る法第二十五条第四項の規定による措置に要する費用があるときは、その費用の額又はその算定方法

二 法第二十五条第四項の規定により必要な措置が行われたときは、当該運用の方法に係る契約の締結、変更又は解除等に基づき持分の額が速やかに算定されるものであること。

三 当該運用の方法に係る契約に基づく第一条第二号ロ（1）から（4）までに掲げる金銭の額は、当該運用の方法について法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の個人別管理資産に充てられるものであること（企業型年金規約に基づ

いて企業型年金の実施に要する事務費に充てるときを除く。）。  
四 有価証券の売買にあつては、当該有価証券は、随時に時価評価金額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の

三 第一項第一号に規定する時価評価金額をいう。）を算定することができるものであること。

五 生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者を被保険者又は被共済者とするものであること。

ロ 当該企業型年金の資産管理機関を保険金、年金又は共済金の受取人とするものであること（事業主が法第八条第一項の規定に基づき生命保険会社又は同項第三号に規定する農業協同組合連合会を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）。

ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金、年金又は共済金の支払は、次に掲げる場合に限り、行われるものであること。

（1） 被保険者又は被共済者が企業型年金加入者等の資格を喪失した場合

（2） 被保険者又は被共済者が所定の時期に生存している場合

（3） 被保険者又は被共済者が当該所定の時期の前に死亡した場合（重度の障害の状態となった場合を含む。）

六 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者を被保険者とするものであること。

ロ 当該企業型年金の資産管理機関を返戻金又は保険金の受取人とするものであること（事業主が法第八条第一項の規定に基づき損害保険会社を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）。

ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金の支払は、被保険者が保険期間中に発生した事由により死亡した場合（重度の障害の状態となった場合を含む。）に限り、行われるものであること。

七 その他当該運用の方法に係る契約に法令に違反する事項がないこと。

#### （元本確保の運用方法）

第十六条 法第二十三条第一項後段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて前条第二項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる方法

二 前条第一項第二号イに掲げる方法

三 前条第一項第三号イからホまでに掲げる方法

四 前条第一項第四号イに掲げる方法

五 前条第一項第五号イに掲げる方法

(郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図)

第十七条 企業型記録関連運営管理機関等(法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。)は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、第一号に定める事項にあつては郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。)に、第二号に定める事項にあつては郵便保険会社(同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。)に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行への預金の預入 次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所及び生年月日

ロ 郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所

二 郵便保険会社への生命保険の保険料の払込み 次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所、性別及び生年月日

ロ 郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確認するために必要な事項

ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所

(通算加入者等期間の計算)

第十八条 法第三十三条第二項の規定により通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に二以上の同項各号に掲げる期間の算定の基礎となるときは、その月は、同項各号に掲げる期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

(障害給付金に係る障害の状態)

第十九条 法第三十七条第一項の政令で定める程度の障害の状態は、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態とする。

(企業型年金の終了)

第二十条 終了した企業型年金に係る企業型年金規約は、法第八十三条第一項の規定により同項第二号に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産が連合会に移換されるまでの間、その目的の範囲内において、なお効力を有するものとする。

2 終了した企業型年金に係る事業主及び当該事業主に係る法第四十七条各号に定める者は、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換に関し必要な協力をしなければならない。

（事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用）  
第二十條の二 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一條の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。次項及び第二十六條において同じ。）の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十一條の八第一項第十

二号中「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）」とする。

2 法第四十八條の三の規定により企業年金連合会の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法施行令第六十五條の九及び第六十五條の十中「その業務」とあるのは、「その業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」とする。

（規約の定めにより資産管理契約に係る業務が行われる場合における確定給付企業年金法の適用）

第二十一條 法第五十三條第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第八十八條中「あつた者」とあるのは「あつた者及び当該基金が確定拠出年金法第五十三條第一項の規定により行う業務に係る同法第二條第二項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であつた者」と、同法第九十三條中「その他の業務」とあるのは「その他の業務（確定拠出年金法第五十三條第一項の規定により基金が行うものを除く。）」とする。

（他の制度の資産の移換の基準）

第二十二條 法第五十四條第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。）が同法第八十二條の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第八十二條の二第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

三 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して（次項第三号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企

業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあつては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して）移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているものの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前二号のいずれかに掲げる資産を移換することとなつた場合には、当該移換することとなつた資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

二 前項第二号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が終了した日

三 前項第三号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日（当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。）に係るものにあつては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日）

（通算加入者等期間に算入される期間）

第二十四条 法第五十四条第二項の政令で定める期間は、同条第一項の規定により移換を受けた資産の額の算定の基礎となつた期間として厚生労働省令で定める期間とする。

2 前項の規定は、法第五十四条の二第一項の規定により企業型年金の資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合に就いて準用する。この場合において、前項中「第五十四条第二項」とあるのは「第五十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

第二十五条 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)(の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。))に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連連運営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。))に通知しなければならない。

一 資産の移換が行われた年月日

二 個人別管理資産に充てる資産の額

三 法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間があるときは、当該通算加入者等期間に関する事項

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項に規定する個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)に関する事項

二 法第六十条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約(同条第三項の規定による再委託に係る契約を含む。))に関する事項

三 法第六十一条第一項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる事務の委託を受けた者の名称、住所及びその行う業務並びに当該事務の委託に係る契約に関する事項

四 個人型年金加入者掛金の納付に関する事項

五 法第七十三条において準用する法第二十二条の規定による措置の内容

六 法第七十四条の二第一項の規定による脱退一時金相当額等の移換に関する事項

七 個人型年金の事業年度に関する事項

八 公告に関する事項

(個人型年金の給付の額の算定方法)

第二十八条 第五条の規定は、法第五十六条第一項第四号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)(の政令で定める基準について準用する。この場合において、第五条第一号中「企業型年金規約」とあるのは、「個人型年金規約」と読み替えるものとする。

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 法第七十三条において準用する法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類、法第七十三条において準用する法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、個人型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、個人型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

二 個人型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

三 個人型年金加入者掛金の額については、年一回に限り変更することができるものであること。

四 年金給付(法第七十三条において準用する法第三十一条第一項に規定する年金給付をいう。以下同じ。)の支払期月は、毎年一定の時期であること。

五 一時金として支給される給付は、その全額が一時に支給されるものであること。

六 その他法令に違反する事項がないこと。

#### (個人型年金規約の公告)

第三十条 法第五十六条第三項(法第五十七条第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、法第五十六条第二項の規定による通知を受けた後速やかに、官報に掲載して行うほか、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

#### (運営管理業務の委託)

第三十一条 法第六十条第一項の規定による運営管理業務の委託は、確定拠出年金運営管理機関からの当該運営管理業務の委託を受けた旨の申出に基づいて行うものとする。

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前項の規定による申出があった場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運営管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法第四十条第二項各号のいずれかに該当する者であるとき。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等(法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。)に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令第十二条に定める方法により公表していない者であるとき。

三 その他当該運営管理業務を法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約(以下「個人型年金規約」という。)に従い適正

かつ確実に行うことができないと認められるとき。

3 連合会は、法第六十条第一項の規定により個人型年金加入者等に係る運営管理業務の委託を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 運営管理業務のうちいずれの業務についても、個人型年金加入者等が法第六十五条の規定により指定することができる確定拠出年金運営管理機関が一以上あること。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲げる業務については、二以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。

4 連合会は、前項各号に掲げる要件を満たすために必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による申出を行わない確定拠出年金運営管理機関に業務の委託をすることができる。

（運営管理業務の再委託）

第三十二条 前条第三項の規定は、法第六十条第三項の規定による確定拠出年金運営管理機関の運営管理業務の再委託について準用する。

（事務の委託の届出）

第三十三条 連合会は、法第六十一条第一項の規定により同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事務を委託したときは、遅滞なく、受託した者の名称及び住所並びに委託した事務の内容を厚生労働大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

（事務を受託できる金融機関）

第三十四条 法第六十一条第二項の政令で定める金融機関は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信託会社、保険会社及び無尽会社とする。

（その他の企業年金等対象者）

第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等

二 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

三 企業型年金規約において実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格

を定めた場合における当該資格を有しないものであって厚生労働省令で定めるもの

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第六十九条に規定する第一号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、その月については、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）
- 二 法第六十九条に規定する第二号加入者 二万三千円

(企業型年金に係る規定の準用における技術的読替え)

第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに法第四十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合には、法第三十三条第一項及び第三十四条中「あつた者」とあるのは「あつた者又は個人型年金加入者であつた者」と、法第三十七条第一項及び第二項中「又は企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又はこれらの者」と、法第四十条中「又は企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又はこれらの者」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関（その死亡した者が個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者以外の者である場合にあつては、連合会）」と、法第四十二条中「又は企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又はこれらの者」と、法第四十三条第三項第一号中「契約又は資産管理契約」とあるのは「契約」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十八条 第十二条から第十七条までの規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、これらの規定中「企業型運用関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関」と読み替えるものとする。

2 第二十四条第一項、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と、第二十五条中「事業主」とあるのは「連合会」と、「その実施する企業型年金の加入者」とあるのは「個人型年金の加入者」と、「当該企業型年金の資産管理機関」とあるのは「連合会」と、第二十六条各号列記以外の部分中「第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項」とあるのは「第七十四条の二第一項」と、「資産管理機関に資産（脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。）」とあるのは「連合会に脱退一時金相当額等」と、「資産が」とあるのは「脱退一時金相当額等が」と、「当該企業型年金に係る企業型記録

関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）とあるのは「法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関」と、同条第一号及び第二号中「資産の」とあるのは「脱退一時金相当額等の」と、同条第三号中「第五十四条第二項又は第五十四条の第二第二項」とあるのは「第七十四条の第二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（策定委員会の組織）

- 第三十九条 策定委員会は、委員八人及び連合会の理事長をもつて組織する。
- 2 策定委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 4 策定委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
- 5 連合会に、策定委員会事務局を置く。

（委員の任命）

第四十条 委員は、年金又は金融に関して優れた学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、連合会の理事長が任命する。

（委員の任期）

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第四十二条 連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮（一）以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。

2 連合会の理事長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

（定足数及び議決の方法）

第四十三条 策定委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、第三十九条第四項に規定する委員長の職務を代理する者。第三項において同じ。）のほか、委員及び連合会の理事長のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

い。

- 2 策定委員会の決議のうち、個人型年金に係る規約の作成及び個人型年金規約の変更に係るものは、委員及び連合会の理事長のうち六人以上の多数で決する。
- 3 策定委員会の決議のうち、法第七十五条第三項各号に掲げる事項に係るものは、出席した委員及び連合会の理事長の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長が決する。

（法の規定により連合会の業務が行われる場合における国民年金法等の適用）

第四十四条 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三百七十七条の八第一項第六号中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。第三百七十七条の二十三及び第三百三十八条の表第五十五条の項を除き、以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十三第三項中「積立金」とあるのは「積立金（年金及び一時金に充てるべきものに限り、以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十五第六項中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。次条において同じ。）」と、同法第三百三十七条の二十一第一項中「連合会」とあるのは「連合会」と、第二十二條第一項中「給付を」とあるのは「給付（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を」とと、「支給する年金」とあるのは「支給する年金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」ととする。

2 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第五十一条第一項の表第二十一条の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下同じ。）」と、同条第二項の表第二十八条の項中「評議員会」とあるのは「確定拠出年金法第七十五条に規定する個人型年金規約策定委員会」とする。

（連合会の委託を受けて国民年金基金の業務が行われる場合における国民年金法の適用）

第四十五条 法第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第二百二十八条第五項中「含む」とあるのは「含む、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十七条第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第二百二十八条の二中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法第七十七条第一項の規定により基金が行うものを除く。）」とする。

（個人別管理資産の移換期限）

第四十五条の二 企業型年金が終了した場合における法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に行うものとする。

（個人別管理資産を移換する際の申出等）

第四十六条 法第八十条から第八十二条までの規定により個人別管理資産を移換するときは、企業型年金加入者の資格を取得した者又は法第六十二条第一項若しくは法第六十四条第二項の申出をした者は、その旨を移換を受ける企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第八十三条第一項各号に掲げる者があるときは、その者の氏名及び住所、同項の規定により移換した個人別管理資産額その他の事項を、連合会が法第六十条第一項の規定により運営管理業務を委託した確定拠出年金運営管理機関であつて法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものに通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な通知その他の手続は、厚生労働省令で定める。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第四十六条の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であつた者に説明しなければならない。

(確定拠出年金運営管理業を営むことができる金融機関)

第四十七条 法第八十八条第二項の政令で定める金融機関は、第三十四条に規定する金融機関とする。

(登録の拒否に係る法律)

第四十八条 法第九十一条第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第三十六号)、国民年金法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)とする。

(登録の拒否に係る者)

第四十九条 法第九十一条第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 二 法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 三 その他前二号に準ずるものとして主務省令で定める者

（業務の引継ぎ）

第五十条 法第九十八条の規定による運営管理業務の引継ぎは、同条各号のいずれかに該当するに至った後速やかに、主務省令で定める事項を記録した書類（これに相当するもので主務省令で定めるものを含む。）を当該運営管理業務を承継する確定拠出年金運営管理機関に引き渡すことによつて行うものとする。

（運営管理契約締結に係る重要事項）

第五十一条 法第百条第四号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託又は再委託を受けることができる運営管理業務の種類及び内容
- 二 再委託しようとする確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所並びに再委託しようとする運営管理業務の内容
- 三 業務の状況（再委託しようとする確定拠出年金運営管理機関の業務の状況を含む。）
- 四 法の規定による運営管理業務に係る処分の有無（運営管理業務に係る処分を受けたことがある場合にあつては、当該処分の内容を含む。）

（企業年金基金又は国民年金基金が確定拠出年金運営管理機関となる場合における確定給付企業年金法又は国民年金法の適用）  
第五十三条 法第百八条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十三条中「含む」とあるのは、「含む、確定拠出年金法第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」とする。

2 法第百八条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第二百二十八条第五項中「含む」とあるのは「含む、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第二百二十八条の二中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く。）」とする。

（主務大臣）

第五十五条 法第六章における主務大臣は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣とする。

2 厚生労働大臣及び金融庁長官は、法第百三条第一項の規定により報告の徴収又は質問若しくは検査（第五十八条において「報告の徴収等」という。）の権限を行使するときは、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（主務省令）

第五十六条 法における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。

2 この政令における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第五十七条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(金融庁長官の権限の委任)

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。

一 銀行 本店(銀行法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の免許を受けたものにあつては、同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店)の所在地

二 信用金庫 主たる事務所の所在地

三 労働金庫(一の都道府県の区域を超えない区域を地区とするものに限る。) 主たる事務所の所在地

四 信用協同組合 主たる事務所の所在地

五 農業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

六 漁業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

七 水産加工業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

八 信用協同組合連合会(全国を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

九 農業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

十 漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

十一 水産加工業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

十二 共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地

十三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十二項に規定する金融商品仲介業者 本店又は主たる事務所の所在地

る事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

十四 信託会社 本店（信託業法第五十三条第一項の免許又は同法第五十四条第一項の登録を受けたものにあつては、同法第五十三条第一項に規定する主たる支店）の所在地

十五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地

十六 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等（前号に掲げる者を除く。） 主たる営業所又は事務所の所在地

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。） 本店又は主たる事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（一の都道府県の区域内にのみ事務所を有するものに限る。） 主たる事務所の所在地

2 長官権限のうち、法第百三条第一項の規定による報告の徴収等の権限は、確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 法第八十八条第一項の登録を受けている第一項各号に掲げる者に係る長官権限（報告の徴収等の権限を除く。）は、これらの者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

4 長官権限のうち、報告の徴収等の権限で確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に関するものについては、第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 前項の規定により確定拠出年金運営管理機関の従たる営業所に対して報告の徴収等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、これらの確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対して報告の徴収等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対し、報告の徴収等を行うことができる。

6 前各項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

7 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

（法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等）

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第一項第一号ロにおいて「請求日」という。）が属する月の前月の末

日において厚生労働省令で定めるところにより計算した個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

（法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等）

第六十条 法附則第三条第一項第五号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者等の資格を喪失した者（次号に掲げる者を除く。）又は個人型年金加入者等の資格を喪失した者 次に掲げる額を合算した額

イ 前条第一項の規定により計算した額

ロ 法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

二 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 前条第一項第一号に掲げる額

2 法附則第三条第一項第五号の政令で定める額は、五十万円（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、二十五万円）とする。

3 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

## 附 則

（適格退職年金契約に関する特例）

第二条 法第四条第一項第二号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、平成二十四年三月三十一日（以下この条において「適用終了日」という。）までの間、第四条に規定する確定給付企業年金のほか、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）に基づく年金制度とする。

2 法第二十条の政令で定める額は、適用終了日までの間、企業型年金加入者であつて当該企業型年金の事業主が締結している適

格退職年金契約に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等（以下この条において「受益者等」という。）のうち、当該事業主が当該適格退職年金契約に基づき同号に規定する掛金等の払込みを行っているものについては、二万五千五百円とする。

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二條第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六條第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 法第六十二條第一項第二号の政令で定める者は、適用終了日までの間、第三十五條各号に掲げる者のほか、適格退職年金契約に係る受益者等（事業主が当該適格退職年金契約に基づき法人税法施行令附則第十六條第一項第二号に規定する掛金等の払込みを行っているものに限る。）とする。

#### ◎確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）

（実施事業所の一部について行う給付の支給に関する権利義務の移転）  
第四十九條 法第七十九條第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、他の確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）からその事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等が、譲渡事業主の実施事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が実施する確定給付企業年金に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合

二 法第七十九條第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、第五十條及び第五十三條において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び第五十條において「承継確定給付企業年金」という。）の規約において、あらかじめ、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者の一部（以下この号において「一部移転加入者」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金の事業主等が承継することを定める場合（一部移転加入者が承継確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入者の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。）

(中途脱退者の加入者であつた期間)

- 第四十九条の二 法第八十一条の二第二項の政令で定めるところにより計算した当該確定給付企業年金の加入者であつた期間は、法第二十八条第一項に規定する加入者期間の計算の例により計算するものとする。
- 2 法第八十一条の二第二項の政令で定める期間は、二十年とする。

(確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換)

第五十四条の二 法第八十二条の二第二項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てるものであること。

二 移換加入者(法第八十二条の二第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。)となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について不当に差別的なものでなく、かつ、加入者が任意に選択できるものでないこと。

四 当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額(以下「移換相当額」という。)であること。

イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日(以下「規約変更日」という。)を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の資産管理機関(同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。第五十四条の六において同じ。)への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者(法第八十二条の二第二項の規約を定めることに同意しない者に限る。)に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

(確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換)

第五十四条の三 法第八十二条の二第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 残余財産のうち、法第八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。)に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管理資産に充てるものであること。

二 残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第八十二条の二第四項の規約

において定められていること。

三 終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

2 前項第二号の規約において残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲を定める場合において、当該範囲に属しない加入者があるときは、当該範囲に属する加入者の二分の一以上の同意及び当該範囲に属しない加入者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の当該範囲に属する加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

#### ◎国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）

##### （連合会の附帯事業）

第四十三条 法第百三十七条の十五第二項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員である基金の行う事業についての指導及び連絡
- 二 基金に関する教育及び情報の提供
- 三 基金の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員である基金の健全な発展を図るために必要な事業